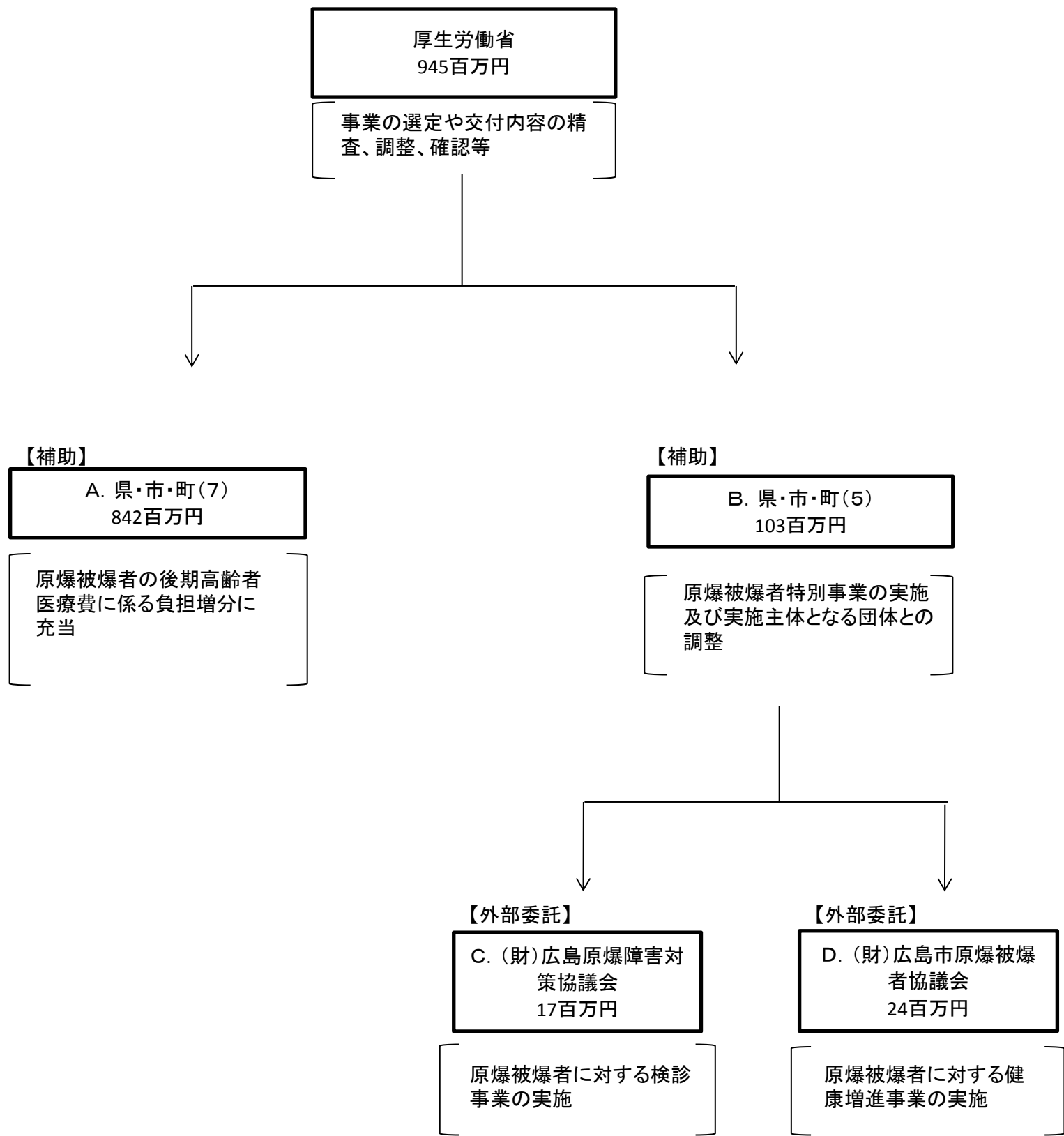


平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		老人保健事業推進費等補助金（原爆分）			担当部局庁		健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 5 7 年度			担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		－			関係する計画、通知等		「原爆被爆者特別事業の実施について」			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当補助金は、被爆者の方々が多数居住している地方自治体に対して、被爆者に係る後期高齢者医療（一般疾病）の自治体負担分の増加分の軽減を図ることを目的とする。また、被爆者の高齢化を踏まえ地域の実状に応じた保健、医療、福祉に関する施策（事業）に対し補助を行い、被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図ることを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費（一般疾病）の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいくくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。 補助率：定額								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	1,587	1,178	945	695	695		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	1,587	1,178	945	695	695		
		執行額		1,587	1,178	945				
		執行率（％）		100	100	100				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）
		被爆者の後期高齢者医療費の自治体負担分の一部軽減を図るとともに地域の実情に応じた保健、医療、福祉に関する施策に対して補助することで、被爆者の健康不安を払拭し、健康水準の維持、向上を図る。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		被爆者に係る後期高齢者医療（一般疾病）の自治体負担分の一部及び実施施策（事業）に対する補助金の補助先件数			活動実績 （当初見込み）	件	7	7	7	7
							－	（－）	（－）	（－）
単位当たりコスト		1,350,000（円／補助先1件あたり）			算出根拠	9,450,000 / 7件 = 1,350,000 （※1） （※2） ※1 平成24年度老人保健事業推進費等補助金（原爆分）執行額 ※2 平成24年度補助先件数				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	補助金 （被爆者老人医療費負担緩和分）		549	549						
	補助金 （原爆被爆者特別事業）		146	146						
	計		695	695						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	被爆者援護施策は国の責任において実施するものであり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	老人保健法の付帯決議(※)を踏まえ、多数の被爆者が居住している地方自治体に対して、後期高齢者医療(一般疾病)の自治体負担分を補助し、また被爆者の高齢化を踏まえ、被爆者の疾病予防、健康の維持向上に資する事業に補助するものであり、国が実施すべき事業である。 ※老人保健法にかかる参議院社会労働委員会の附帯決議「多数の被爆者を抱えているため新たに医療費負担が発生する地方公共団体については、実情を踏まえ、適切かつ十分な財政措置を講ずること」衆議院社会労働委員会においても同様の附帯決議がなされている。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			－		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	負担のあり方については毎年見直しを行っており妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			－		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	被爆者に係る後期高齢者医療費の支給及び被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図るための事業の経費に限定されており、妥当である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	被爆者に係る後期高齢者医療費の支給及び被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図るための事業の経費に限定されており、妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			－		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			－		
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名		
点 検 結 果	平成24年度においては、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同様に高く、後期高齢者医療費負担が多い自治体に対し補助を行い、適切に事業を実施した。引き続き必要な事業であるが、平成25年度予算においては、対前年度比73.5%(△250百円)の減額を行ったところである。					
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	被爆者の後期高齢者医療に係る費用が特に多い自治体の負担軽減を図るための事業であるが、事業の必要性や執行の観点からの評価も妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	175	平成23年	152	平成24年	124

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A. 広島県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
医療費	被爆者老人医療費支弁分(県負担)	295			
計		295	計		0
B. 広島市			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	(財)広島市原爆被爆者協議会 広島市被爆者健康づくり事業	24			
外部委託	(財)広島原爆障害対策協議会 被爆者骨粗鬆症予防事業に係る検診委託料	17			
報償費	謝礼金	11			
役務費	通信運搬費	3			
需用費	消耗品費	1			
賃金	臨時職員賃金	1			
その他	賃借料等	1			
計		58	計		0
C.(財)広島原爆障害対策協議会			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
検診費	検診料、消耗品費及び通信運搬費	17			
計		17	計		0
D.(財)広島市原爆被爆者協議会			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	運動指導員、管理指導員、医師等に対する報酬	14			
借上料	会場、機器借上料等	8			
その他	光熱水費及び消耗品費等	2			
計		24	計		0

支出先上位10者リスト

A. 県・市・町

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	原爆被爆者の後期高齢者医療費に係る負担増分に充当	295		
2	広島市	〃	194		
3	長崎県	〃	180		
4	長崎市	〃	151		
5	長崎県長与町	〃	10		
6	長崎県時津町	〃	8		
7	広島県坂町	〃	4		
8					
9					
10					

B. 県・市・町

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	原爆被爆者特別事業の実施及び実施主体となる団体との調整	58		
2	長崎市	〃	21		
3	広島県	〃	12		
4	長崎県	〃	11		
5	長崎県長与町	〃	3		
6					
7					
8					
9					
10					

C.(財)広島原爆障害対策協議会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)広島原爆障害対策協議会	原爆被爆者に対する検診事業の実施	17	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

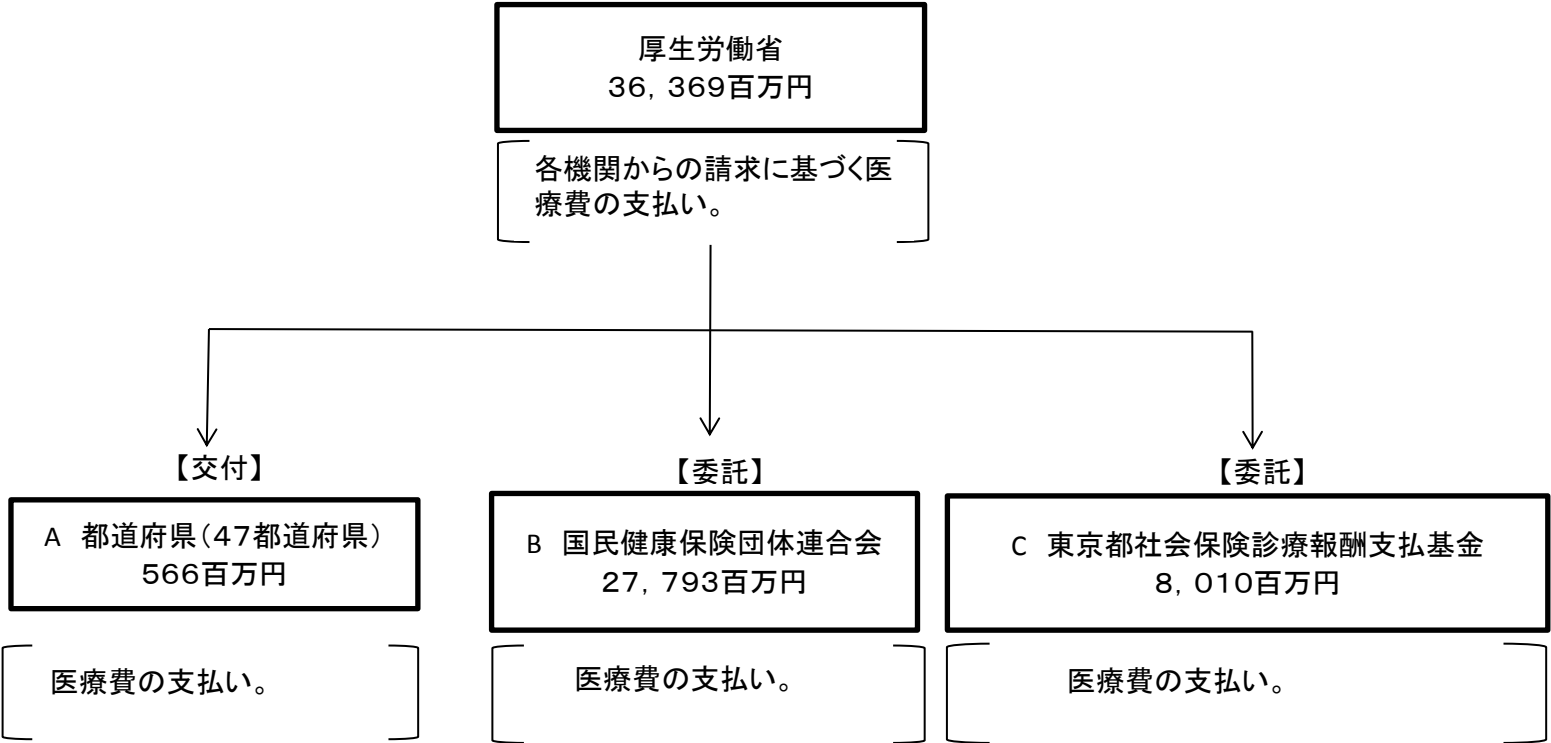
D.(財)広島市原爆被爆者協議会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)広島市原爆被爆者協議会	原爆被爆者に対する健康増進事業の実施	24	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										150							
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)					
事業名		原爆被爆者医療費				担当部局庁		健康局			作成責任者						
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 3 2 年度				担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男						
会計区分		一般会計				政策・施策名		I - 5 - 4 原子爆弾被爆者等を援護すること									
根拠法令 (具体的な条項も記載)		原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条				関係する計画、通知等		—									
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当医療費は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。															
事業概要 (5行程度以内。別添可)		国は、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費: 原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付 一般疾病医療費: 認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給															
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他															
予算額・執行額 (単位: 百万円)				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求					
		予算 の 状 況	当初予算		38,260		39,493		41,006		41,186		40,751				
			補正予算														
			繰越し等														
		計		38,260		39,493		41,006		41,186		40,751					
		執行額		38,040		37,794		36,369									
執行率 (%)				99.4%		95.7%		88.7%									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標						単位		22年度		23年度		24年度		目標値 (年度)	
		医療費の支給を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与する。				成果実績		-		-		-		-		-	
						達成度		%		-		-		-			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位		22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給件数				活動実績 (当初見込み)		千件		8,163 (8,344)		8,049 (8,163)		7,850 (8,049)		— (7,850)	
単位当たりコスト		4,633(円/人)				算出根拠		36, 369百万円÷7, 850千件 (※1) (※2) ※1 平成24年度執行額 ※2 平成24年度支出件数									
平成 2 5 ・ 2 6 年 度 予 算 内 訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由										
	医療費		40,244		39,809		被爆者推計数の減										
	事務費		942		942												
	計		41,186		40,751												

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業目的や重要性の観点から優先度の高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づき、国が行うこととなっており、妥当である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		－			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第15条及び20条の規定に基づいており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する医療費支給に限定されており、適切である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	医療費の支給件数が見込みより下回ったため。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	過去3カ年の執行率の平均が約95％であり、概ね見込みに見合っている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		－			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度においては、支給件数が前年度より減少し、執行率も低下したところであるが、被爆者の高齢化が進んでいることや、1人あたりの医療費単価の推移に増減が見られることから、従前と同程度の予算を確保する必要がある。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は、原爆被爆者の医療費を支給するための事業であるが、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	176	平成23年	154	平成24年	125

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.広島県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	278			
計		278	計		0
B.国民健康保険団体連合会			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	26,999			
事務費	医療費の審査支払手数料	794			
計		27,793	計		0
C.社会保険診療報酬支払基金			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	7,966			
事務費	医療費の審査支払手数料	44			
計		8,010	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	被爆者に対する医療費の支払	278		
2	長崎県	被爆者に対する医療費の支払	157		
3	大阪府	被爆者に対する医療費の支払	36		
4	東京都	被爆者に対する医療費の支払	36		
5	福岡県	被爆者に対する医療費の支払	21		
6	神奈川県	被爆者に対する医療費の支払	16		
7	兵庫県	被爆者に対する医療費の支払	12		
8	埼玉県	被爆者に対する医療費の支払	8		
9	千葉県	被爆者に対する医療費の支払	8		
10	山口県	被爆者に対する医療費の支払	6		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国民健康保険団体連合会	医療機関等に対する医療費の支払	27,793		

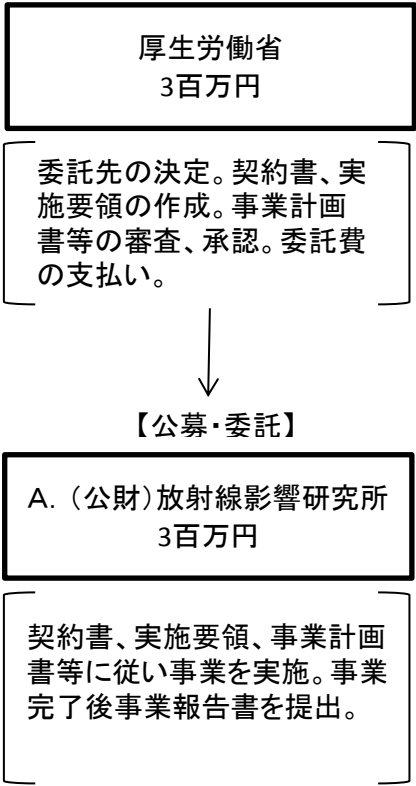
C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金	医療機関等に対する医療費の支払	8,010		

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		原爆症調査研究委託費（原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究）			担当部局庁		健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和44年度			担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		－			関係する計画、通知等		「平成24年度原爆症調査研究委託事業実施要領（原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業）」			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		平成24年度原爆症調査研究委託費（研究課題） 1. 原爆被爆者の固形がん発生に関する遺伝子異常とその分子疫学的研究 これまでの研究実績等を活用し、採取した被爆者の組織細胞から遺伝子の異常を把握し、原爆放射線との因果関係の実証を、実際の献体を利用して、確実に行うことができるか実証研究を行う。 2. 原爆被爆者の骨髄・免疫異常の発生に関する疫学及び分子生物学的研究 原爆被爆者における骨髄及び免疫異常の発症について疫学調査を行う。そして、分子生物学的な手法を用いて、放射線被曝が被爆者の骨髄・免疫異常の発生に及ぼす経年的な影響を調査し、その発症メカニズムを解明する。								
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算の状況	当初予算	4	3	3	3	3		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	4	3	3	3	3		
		執行額		4	3	3				
		執行率（％）		100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）
		原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図る。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		公募により委託先を選定し、原爆放射能の健康影響に関する調査研究事業を実施する。			活動実績 （当初見込み）	委託件数	1	1	1	—
							－	1	1	1
単位当たりコスト		3, 000, 000(円／委託1件あたり)			算出根拠	3,000,000 / 1 = 3,000,000 （※1） （※2） ※1 平成24年度執行額 ※2 平成24年度委託件数				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	庁費、謝金、旅費等		3	3						
	計		3	3						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原爆被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにするとともに、被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図るため、国の責任において実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条（※）の規定に基づき、国として原爆放射能影響調査研究の推進に努める必要がある。 ※第40条第1項「国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない。」	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業を効果的に実施するためには、症例研究の実績、研究テーマについての高度な専門的知識、人材、放射線の研究を専門的に行える環境等、必要とする体制を有している者が実施する必要があるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため公募を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	経費の使途については、調査研究の円滑な実施に真に必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	公募を経て事業者を1者選定し、事業を実施した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	被爆者援護施策の実施にあたり、当該研究成果が活用されている。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度は、 当初の予定どおり1件の調査研究について委託実施し 、放射線被曝と疾病発生との関連性など重要なテーマについて 研究を行った 。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業は、原爆被爆者の疾患に係る分子疫学的・分子生物学的研究を行い、被爆者の健康保持・増進を図るものであり、事業の必要性及び執行の観点からの評価も妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	177	平成23年	154	平成24年	126

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A. (公財)放射線影響研究所			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	研究用消耗品費、事務用消耗品費、通信運搬費等	2			
旅費	広島-長崎往復旅費	1			
計		3	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

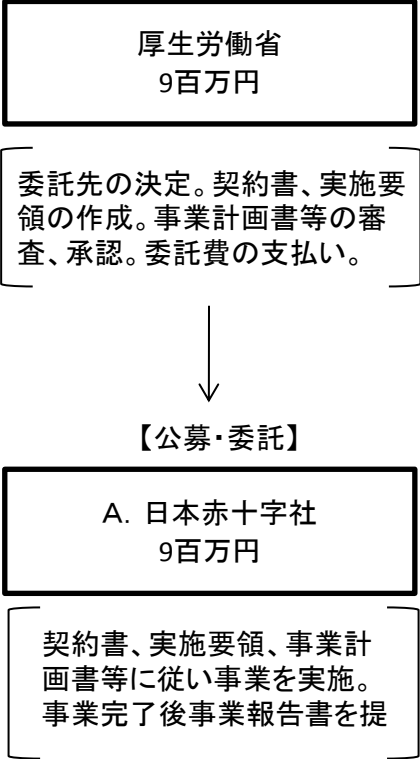
支出先上位10者リスト
A.(公財)放射線影響研究所

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)放射線影響研究所	原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究	3	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号					152				
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）									
事業名		原爆症調査研究委託費（原爆放射能後障害に関する研究）		担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度		昭和49年度		担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分		一般会計		政策・施策名	I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		－		関係する計画、通知等	「平成24年度原爆症調査研究委託事業実施要領（原爆放射能後障害に関する研究）」				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。							
事業概要 （5行程度以内。別添可）		平成24年度原爆症調査研究委託費（研究課題） 原爆放射能後障害に関する研究 原爆放射能の影響の影響により、被爆者はどのような疾病にかかり、どのような症状を呈して来るのか、臨床的及び病理学的な観点から研究を行い、その診断、治療等の開発について検討を行う。							
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		予算 の 状 況	当初予算	11	9	9	9	9	
			補正予算						
			繰越し等						
		計	11	9	9	9	9		
		執行額	11	9	9				
執行率（％）		100％	100％	100％					
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）
		原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図る。		成果実績	－	－	－	－	－
				達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		公募により委託先を選定し、原爆放射能の健康影響に関する調査研究事業を実施する。		活動実績 （当初見込み）	委託件数	1	1	1	－
				－	（ 1 ）	（ 1 ）	（ 1 ）		
単位当たりコスト		9,000,000（円／委託1件あたり）		算出根拠	9,000,000 / 1 = 9,000,000 （※1） （※2） ※1 平成24年度執行額 ※2 平成24年度委託件数				
平成25・26年度予算内訳	費 目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	謝金・庁費等	9	9						
	計	9	9						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原爆被爆者が今なお置かれている健康上、社会上の特別の状態に鑑み、その実態を明らかにするとともに、被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図るため、国の責任において実施する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条（※）の規定に基づき、国として原爆放射能影響調査研究の推進に努める必要がある。 ※第40条第1項「国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない」	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	本事業を効果的に実施するためには、症例研究の実績、研究テーマについての高度な専門的知識、人材、放射線の研究を専門的に行える環境等、必要とする体制を有している者が実施する必要があるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため、公募を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	経費の使途については、調査研究の円滑な実施に真に必要なものに限定している。	
	不用率が大きいか、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	公募を行い、事業者を1者選定し、事業を実施した。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	被爆者援護施策の実施にあたり、当該研究成果が活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度は、当初の予定どおり1件の調査研究について委託実施し、原爆放射能の影響により被爆者がどのような疾病に罹患し、どのような症状が発生するかなど重要なテーマについて研究を行った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は、原爆被爆者の疾患に係る臨床的・病理学的研究を行い、被爆者の健康保持・増進を図るものであり、事業の必要性及び執行の観点からの評価も妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	178	平成23年	155	平成24年	127

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.日本赤十字社			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	被験者謝金等	4			
庁費	医薬品費、医薬消耗品費等	5			
計		9	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

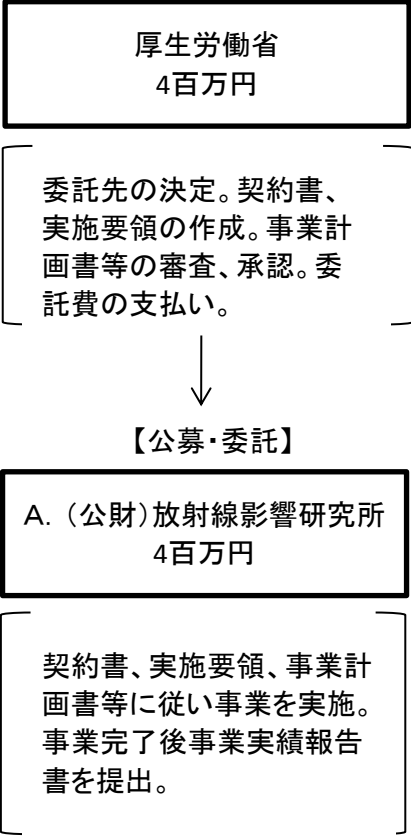
支出先上位10者リスト
A.日本赤十字社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本赤十字社	原爆放射能後障害に関する研究	9	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										153						
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)				
事業名		国際交流調査研究事業				担当部局庁		健康局			作成責任者					
事業開始・終了(予定) 年度		平成 8 年度				担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男					
会計区分		一般会計				政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること								
根拠法令 (具体的な条項も記載)		－				関係する計画、通知等		「平成24年度国際交流調査研究事業実施要領」								
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当事業は、世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与することを目的とする。														
事業概要 (5行程度以内。別添可)		当事業は、外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。														
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他														
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算	5		4		4		4		4				
			補正予算													
			繰越し等													
		計		5		4		4		4		4				
		執行額		5		4		4								
執行率 (%)		100%		100%		100%										
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標						単位	22年度		23年度		24年度		目標値 (25年度)	
		当事業は放射線被曝医療等に関する知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与する。				成果実績		－	－		－		－		－	
						達成度		%	－		－		－			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位	22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		公募により委託先を選定し、国際交流調査研究事業を実施する。				活動実績 (当初見込み)		委託件数	1 (1)		1 (1)		1 (1)		— (ー)	
単位当たりコスト		4, 000, 000(円／委託1件あたり)				算出根拠		4,000,000 / 1 = 4,000,000 (※1) (※2) ※1 平成24年度執行額 ※2 平成24年度委託件数								
平成 2 5 ・ 2 6 年 度 予 算 内 訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由									
	旅費等		4		4											
	計		4		4											

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	世界唯一の被爆国として、我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等を図る必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条（※）の規定に基づき、国として原爆放射能影響調査研究の推進に努める必要がある。 ※第40条第1項「国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（次項において「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進に努めなければならない」		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		－			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業の日本の専門家派遣、外国からの研修生受入れ、日本との生活環境の違いによる影響の調査研究、放射線被曝医療等に関する国際シンポジウムを効果的に実施するためには、原爆放射線の人体に及ぼす影響についての高度な専門的知識を有する人材及び大規模な疫学データを有し、放射線の研究及び医療双方を専門的に行える環境を有している者が実施する必要があるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため公募を行っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		－			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		－			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、調査研究の円滑な実施に真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	計画どおり事業を実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	被爆者援護施策の実施にあたり、当該研究成果が活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度については、当初の予定どおり1件の調査研究について委託実施し、国際原子力機関(IAEA)等への日本人専門家の派遣や（公財）放射線影響研究所への外国からの研修医師等の受入れを行った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は、放射線被ばく医療に係る知識や技術を外国の医師等に対し提供することにより、海外の被爆医療専門医の育成を図るためのものであるが、事業の必要性や執行の観点からも妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること、					
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	179	平成23年	156	平成24年	128

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A. (公財)放射線影響研究所			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	日本の専門家派遣旅費等	3			
その他	謝金、郵便料金等	1			
計		4	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.(公財)放射線影響研究所

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)放射線影響研究所	外国における放射線被曝医療等に関する援助協力	4	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		被爆二世健康診断調査委託費			担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和54年度			担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		－			関係する計画、通知等		「被爆二世健康診断調査事業の実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当委託費は、被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、希望者に対し健康診断を実施し、被爆二世の健康状況の実態を把握するとともに健康管理に資することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		被爆二世健康診断調査委託費 委託先：都道府県、広島市及び長崎市（健康診断は、医療機関等へ委託し実施） 対象者：被爆二世であって健康診断を希望される方									
実施方法		□直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 (単位：百万円)		予 算 の 状 況				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
				当初予算		176	178	181	175	181	
				補正予算							
				繰越し等							
		計		176	178	181	175	181			
		執行額		169	175	181					
		執行率（％）		96%	98%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標					単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
		被爆二世に対し健康診断を実施することによって、健康状況の実態を把握するとともに健康管理に資する。				成果実績	－	－	－	－	－
						達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標					単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		被爆二世健康診断受診者数(一般検査)				活動実績 (当初見込み)	人	18,187 (20,160)	17,600 (20,160)	19,298 (20,468)	— (19,750)
単位当たりコスト		8,430(円／件)				算出根拠	上限単価：8,430円(各検査項目の診療報酬点数を積み上げて算出)				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由				
	委託費		175		181		対象者数の増				
	計		175		181						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状をかんがみると、事業目的や重要性の観点から国費を投入して実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	目的（被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、希望者に対し健康診断を実施し、被爆二世の健康状況の実態を把握するとともに健康管理に資すること）を考慮すると、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			－		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			－		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	診療報酬改定に基づき、適切に設定されている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	被爆二世健診事業を実施する上で必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	過去の実績を勘案すると、当初見込みに対しおよそ9割ほどの達成率となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	被爆二世の症状の改善、寛解及び治癒を図ることに活用されている。	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	平成24年度は、前年度に比べ健康診断受診者数が増加し、執行率が改善した。引き続き、適正な執行を図って参りたい。平成25年度予算については、これまでの健康診断の受診状況（対象人員）等を踏まえ、対前年度96.7％（6百万円減）の規模に見直しを図った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	本事業は、被爆二世の健康状況を把握し、健康管理を推進するために健康診断を行うものであるが、事業の必要性及び執行の観点からの評価は妥当であり、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点／概算要求における反映状況						
現状 通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	180	平成23年	157	平成24年	129

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省
181百万円

委託契約に基づき、事業に要する経費を交付。



【委託】

A 都道府県、広島市、長崎市(49都道府県市)
181百万円

委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施。健康診断について、医療機関等へ委託。



【委託】

B 医療機関等(広島市)
66百万円

医療機関等は、健康診断を実施。

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.広島市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	医療機関等 健康診断に要する経費	66			
賃金	臨時職員に要する経費	1			
計		67	計		0
B.A病院（広島市）			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
健診費	健康診断に要する経費	19			
計		19	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	67	随意契約	
2	長崎市	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	33	随意契約	
3	広島県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	19	随意契約	
4	大阪府	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	8	随意契約	
5	長崎県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	6	随意契約	
6	神奈川県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	6	随意契約	
7	山口県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	5	随意契約	
8	福岡県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	4	随意契約	
9	兵庫県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	3	随意契約	
10	愛知県	委託契約に基づき、被爆二世健康診断を実施又は医療機関等へ委託	3	随意契約	

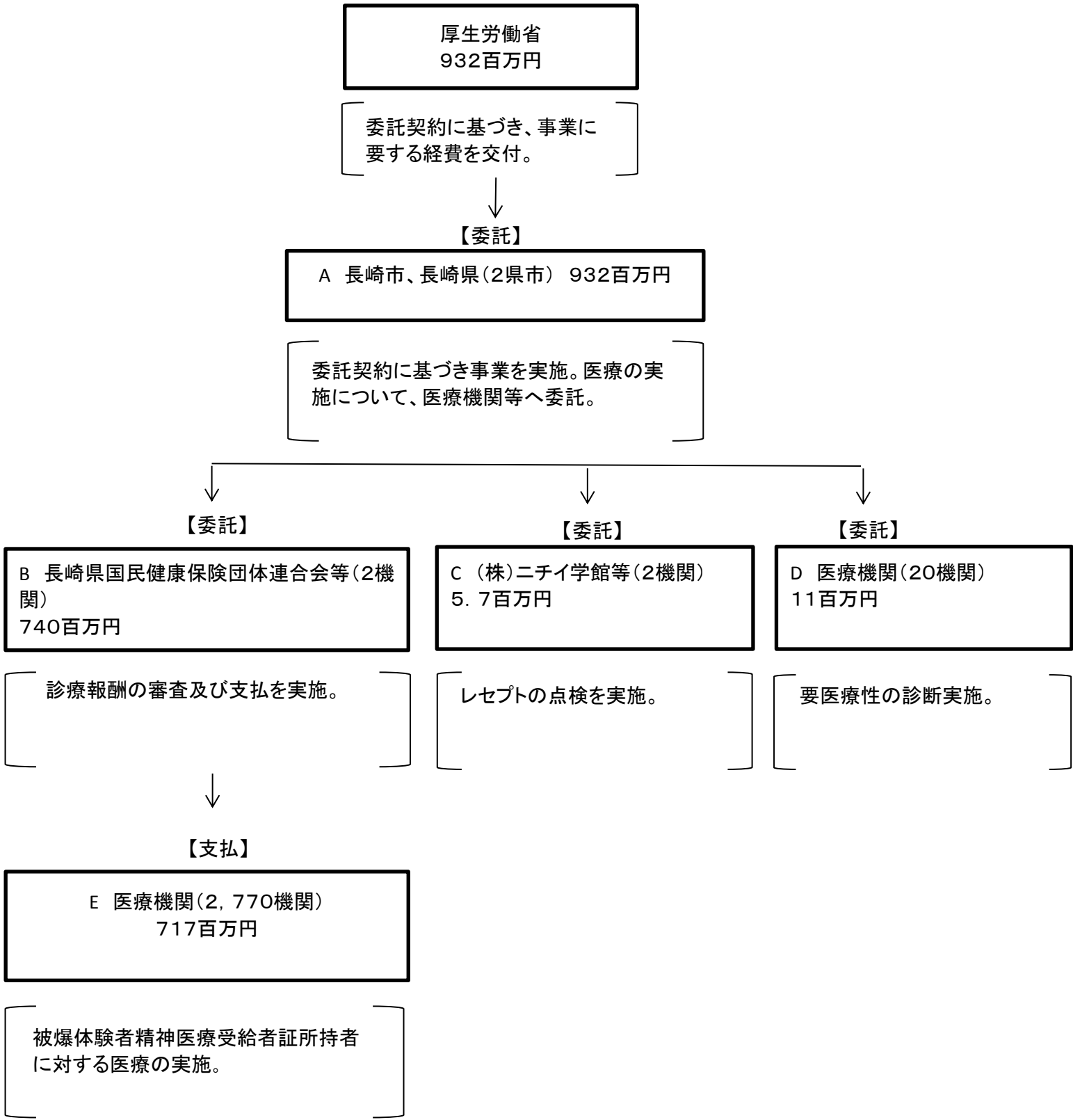
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A病院	被爆二世健診の実施	19	随意契約	
2	B病院	被爆二世健診の実施	6	随意契約	
3	C病院	被爆二世健診の実施	3	随意契約	
4	D病院	被爆二世健診の実施	3	随意契約	
5	E病院	被爆二世健診の実施	3	随意契約	
6	F病院	被爆二世健診の実施	2	随意契約	
7	G病院	被爆二世健診の実施	2	随意契約	
8	H病院	被爆二世健診の実施	2	随意契約	
9	I病院	被爆二世健診の実施	1	随意契約	
10	J病院	被爆二世健診の実施	1	随意契約	

事業番号										155	
平成 2 5 年行政事業レビューシート (厚生労働省)											
事業名		被爆体験者精神影響等調査研究委託費			担当部局庁		健康局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 4 年度			担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		－			関係する計画、通知等		「被爆体験者精神影響等調査研究事業の適正な実施について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当委託費は、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		被爆体験者精神影響等調査研究委託費 委託費:長崎県、長崎市 対象者:第二種健康診断受診者証の交付を受けた方で、現在、長崎県内に居住されている方 事業:健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給									
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)		予算の状況			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
				当初予算	1,083	1,014	1,001	958	940		
				補正予算							
				繰越し等							
		計	1,083	1,014	1,001	958	940				
		執行額	965	974	932						
		執行率 (%)	89.1%	96.1%	93.1%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標					単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
		被爆体験者に対して、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、医療費の支給等を行うことにより、その症状の改善、寛解及び治癒を図る。				成果実績	－	－	－	－	－
						達成度	%	－	－	－	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標					単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		第二種健康診断受診者証交付者				活動実績 (当初見込み)	人	7,893 (8,540)	7,643 (8,350)	7,407 (8,143)	— (7,407)
単位当たりコスト		125, 827(円／人)				算出根拠	932百万円÷7, 407人				
平成 2 5 ・ 2 6 年 度 予 算 内 訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	委託費		958	940	対象人員の減						
	計		958	940							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	事業目的（被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、その症状の改善、寛解及び治癒を図ること）を考慮すると、重要性の観点から国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	目的（被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患（合併症含む）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ること）を考慮すると、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	当該事業を実施する上で、必要な経費（健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給）に限定されている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	当該事業を実施する上で、必要な経費（健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給）に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	過去の実績を勘案すると、当初見込みに対しおよそ9割ほどの達成率となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	症状の改善、寛解及び治癒を図ることに活用されている。	
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度は、平成23年度に比べ対象者が減となり、執行率が減少した。このことを踏まえ、平成25年度予算については、対前年度95. 7%（48百万円減）の規模に見直しを図った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事 業 改 善 内 容 の	本事業は、被爆体験による精神的要因に基づく精神疾患の治療に係る費用を支給するものであるが、毎年度不用が生じている状況を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮 減	被爆体験者精神影響等調査研究委託費について、執行状況を踏まえ、対象者数の見直しを行うことにより削減を図った（対前年度△18百万円）。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	181	平成23年	158	平成24年	130

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.長崎市			E.A病院		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	各医療機関に対する医療費扶助費	717	扶助費	医療扶助費	25
委託費	医療費審査支払事務委託料等(長崎県国民健康保険団体連合会、長崎県社会保険診療報酬支払基金、(株)ニチイ学館、長崎市医師会	40			
役務費	調査書類作成費等	10			
人件費	申請受付事務やその他の事務補助等に係る経費	7			
需用費	消耗品費等	4			
報酬	受付・相談員等の専門員に係る経費	3			
報償費	審査会等の委員に対する諸謝金	3			
その他	賃借料、共済費等	2			
計		786	計		25
B.長崎県国民健康保険団体連合会(長崎市)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	各医療機関に対する医療費扶助費	655			
事務費	診療報酬明細書の審査及び支払事務に対する経費	21			
計		676	計		0
C.(株)ニチイ学館(長崎市)			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	診療報酬明細書の写しのチェック等に関する経費	5.5			
計		6	計		0
D.社団法人 長崎市医師会(長崎市)			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
診療費	要医療性の診断実施に係る経費	7			
計		7	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎市	委託契約に基づき事業を実施。医療の実施について、医療機関等へ委託	786	随意契約	
2	長崎県	委託契約に基づき事業を実施。医療の実施について、医療機関等へ委託	146	随意契約	

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎県国民健康保険団体連合会	診療報酬の審査及び支払の実施	676	随意契約	
2	長崎県社会保険診療報酬支払基金	診療報酬の審査及び支払の実施	64	随意契約	

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)ニチイ学館	レセプトの点検	5.5	2	86.91%
2	(社)長崎市医師会	レセプトの点検	0.2	随意契約	

D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)長崎市医師会	要医療性の診断実施	7	随意契約	
2	(財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会	要医療性の診断実施	3	随意契約	
3	A クリニック	要医療性の診断実施	0.1	随意契約	
4	A 病院	要医療性の診断実施	0.09	随意契約	
5	B 病院	要医療性の診断実施	0.07	随意契約	
6	C 病院	要医療性の診断実施	0.05	随意契約	
7	B クリニック	要医療性の診断実施	0.05	随意契約	
8	D 病院	要医療性の診断実施	0.02	随意契約	
9	E 病院	要医療性の診断実施	0.02	随意契約	
10	F 病院	要医療性の診断実施	0.02	随意契約	

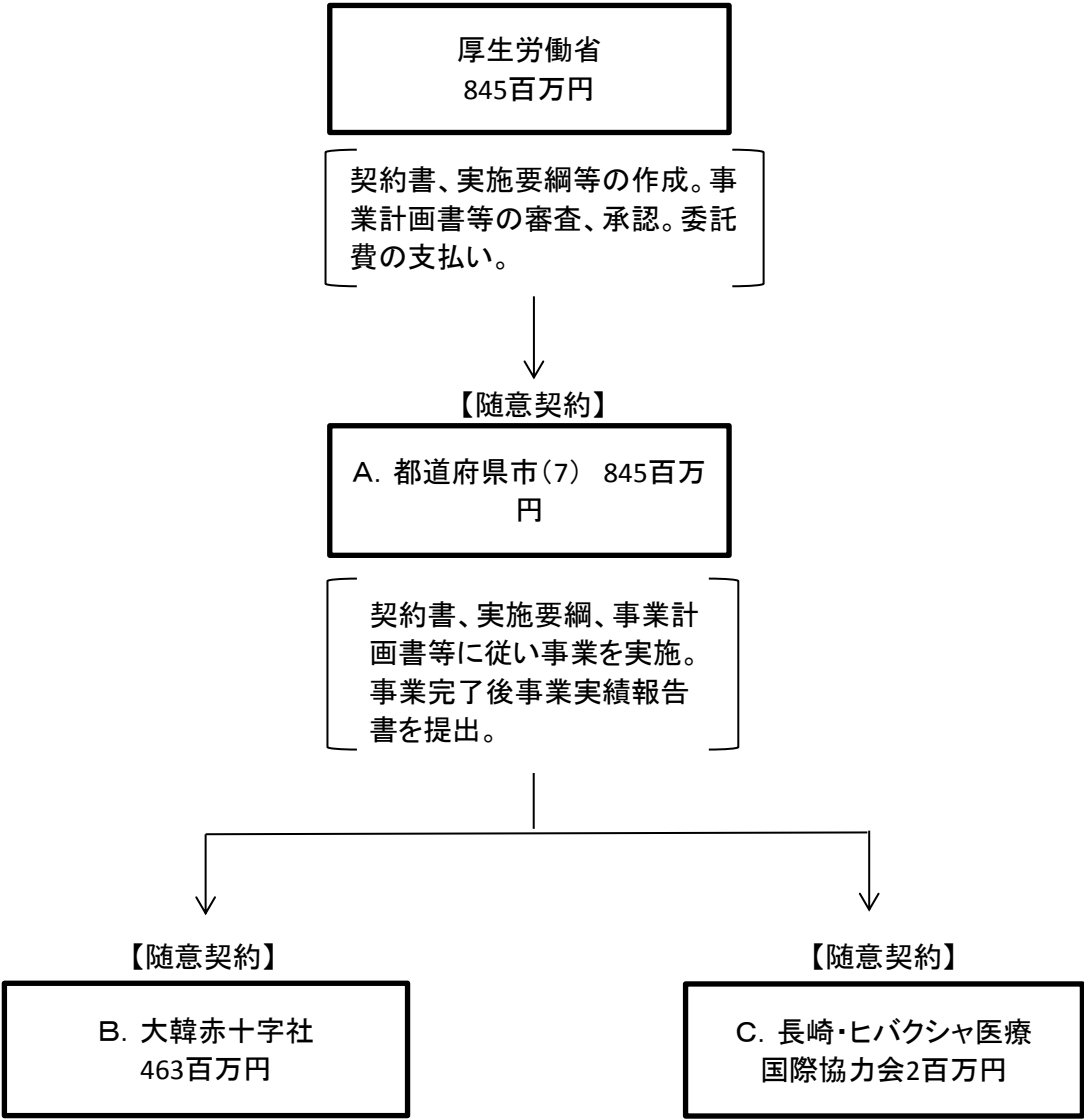
E.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A 病院	医療の実施	25	随意契約	
2	B 病院	医療の実施	24	随意契約	
3	C 病院	医療の実施	20	随意契約	
4	D 病院	医療の実施	15	随意契約	
5	E 病院	医療の実施	14	随意契約	
6	F 病院	医療の実施	9	随意契約	
7	G 病院	医療の実施	9	随意契約	
8	H 病院	医療の実施	8	随意契約	
9	I 病院	医療の実施	8	随意契約	
10	J 病院	医療の実施	8	随意契約	

平成２５年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		在外被爆者渡日支援事業等委託費		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成１４年度		担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分		一般会計		政策・施策名		Ⅰ－５－４ 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		－		関係する計画、通知等		「平成24年度在外被爆者支援事業の実施について」				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当委託費は、在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		在外被爆者渡日支援事業等委託費 委託先：都道府県、広島市、長崎市 対象者：在外被爆者 事業：① 治療のための渡日を支援する事業（手帳交付渡日支援事業、渡日治療支援事業） ② 居住国における保健医療面の支援を行う事業 （保健医療助成事業、医師等派遣事業（健康相談等事業、現地研修事業）、受入医師研修事業） ③ 情報提供により支援を行う事業等								
実施方法		□直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	804	882	892	894	927		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	804	882	892	894	927		
		執行額		804	882	845				
		執行率（％）		100%	100%	95%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）
		在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、在外被爆者の健康保持及び増進を図る。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		在外被爆者が、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を実施する。			活動実績 （当初見込み）	委託件数	7 －	7 (7)	7 (7)	－ (7)
単位当たりコスト		127, 428, 572(円／件)			算出根拠	892,000,000 / 7 = 127,428,572 （※1） （※2） ※1 平成24年度執行額 ※2 平成24年度委託件数				
平成 25・ 26 年度 予算 内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	扶助費等		704	708	在外被爆者保健医療助成事業の助成上限額の引き上げ					
	旅費等		133	107	在外被爆者渡日治療支援事業の実績に基づく見直し					
	人件費等		30	30	現地健康診断の対象地域が北米となることによる対象者の増					
	委託費		13	68						
	借料等		5	5						
	諸謝金		4	4						
	通信運搬費		4	4						
	消耗品費		1	1						
計		894	927							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を在外被爆者に対し実施するための事業であり、在外被爆者の援護施策は、国の責任において実施する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	在外被爆者の援護施策は、国の責任において実施する必要がある。 (本事業は、当初、地方自治体への国庫補助事業として開始したが、地方自治体の要望を受け、平成18年度から国の委託事業に切り替えた経緯がある。)		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を在外被爆者に対し実施するための事業であり、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業の主な事業である手帳交付渡日支援事業は、被爆者健康手帳の交付を前提に旅費等を支給する事業であるが、被爆者健康手帳の交付は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条において、各都道府県知事、広島市長、長崎市長(以下、「知事等」という。)が交付する旨規定されていることから、知事等が当該事業を実施することができる唯一の主体である。よって、会計法(昭和22年法律第5号)第29条の3第4項の規定に基づき、知事等と随意契約により契約を締結している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	日本国内の被爆者と概ね同等の援護を、在外被爆者に対しても実施する観点から実施しているものであり、負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	事業を円滑かつ適正に執行する観点から、事業の一部について再委託を行っているものであり、合理的な支出である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、在外被爆者支援の円滑な実施に真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		－			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	事業実施を希望する7県市と契約を締結し、事業を実施した。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		－			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	平成24年度は、当初の予定どおり7県市に対して業務委託し、在外被爆者の居住国の保健医療面の支援を行う事業等を行った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	本事業は、在外被爆者の治療のための渡日支援や居住国への医師派遣等により、在外被爆者への適切な医療の提供を図るものであるが、事業の必要性及び執行の観点から妥当であり、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	182	平成23年	159	平成24年	131

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.長崎県			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	在外被爆者に対する保健医療助成費等の支給等	406			
委託料	大韓赤十字社への保健医療助成事業等の委託	63			
委託料	長崎ヒバクシャ医療国際協力会議への現地研修事業、受け入れ医師研修事業の委託	2			
人件費	職員給与等	17			
旅費	国外旅費、国内旅費	7			
需用費	会場借上料、事務用消耗品費等	3			
役務費	国内電話料、国際電話料等	2			
報償費等	医師等への謝礼金等	2			
計		502	計		0
B.大韓赤十字社			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
保健医療助成事業費	保健医療助成事業の実施に必要な経費	19			
健康相談等事業費	健康相談等事業の実施に必要な経費	15			
支援事業費	支援事業の実施に必要な経費	29			
保健医療助成費	在外被爆者に対する保健医療助成費	400			
計		463	計		0
C.長崎・ヒバクシャ医療国際協力会			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	臨時職員賃金	0.15			
旅費	医師派遣・受入にかかる旅費	1.52			
消耗品費	事務用消耗品	0.18			
通信運搬費	国際郵便料	0.01			
手数料等	通訳料	0.23			
使用料及び賃借料	自動車借上料	0.37			
計		2	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.都道府県市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎県	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	502	随意契約	
2	広島市	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	188	〃	
3	広島県	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	85	〃	
4	長崎市	渡日を支援する事業、居住国における保健医療面の支援を行う事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	61	〃	
5	大阪府	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	4	〃	
6	山口県	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	4	〃	
7	福岡県	渡日を支援する事業、情報提供により支援を行う事業を実施。	1	〃	
8					
9					
10					

B.大韓赤十字社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大韓赤十字社	韓国内における保健医療助成事業、健康相談等事業、支援事業の円滑な執行を実施。韓国内関係機関との連絡調整の実施。	463	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 長崎・ヒバクシャ医療国際協力会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会	現地研修事業及び受入医師研修事業を実施。	2	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事業番号										157	
平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金			担当部局庁		健康局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度		昭和43年度			担当課室		総務課指導調室			総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第37条、第38条、第39条、第43条第3項			関係する計画、通知等		「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」 「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」 「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」 「原爆被爆者相談事業の実施について」 「原爆死没者慰霊式等出席旅費の支給について」 「原爆死没者慰霊等事業の実施について」 「原子爆弾被爆者指定医療機関等医師研究会の実施について」 「原爆被爆者動態調査事業の実施について」				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当補助金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行い、高齢化する被爆者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県（広島市、長崎市を含む）が補助する慰霊式典への助成等を行う。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 ① 原爆被爆者保健福祉施設運営費（補助率：8／10、1／2） 広島・長崎両県市が行う原爆被爆者養護ホームの運営事業等及び、都道府県・広島市・長崎市が行う原爆被爆者の介護保険利用料自己負担分等の助成事業に必要な経費 ② 訪問介護利用被爆者助成事業（補助率：1／2） 原爆被爆者のうち低所得の方が利用する訪問介護利用料自己負担分等の助成事業に必要な経費 ③ 原爆被爆者相談事業（補助率：1／2） 高齢化する原爆被爆者の健康指導及び医療、福祉等に関する各種相談事業に必要な経費 ④ 原爆死没者慰霊式等開催費（補助率：定額） 広島市・長崎市で開催される平和祈念式典の実施に必要な経費 ⑤ 原爆死没者慰霊等事業（補助率：2／3） 全国各地の地域・職域単位で開催される慰霊式典等の実施に必要な経費 ⑥ 原爆被爆者動態調査等事業費（補助率：1／2） 広島・長崎両市の原爆被災直前の全町（3km以遠）における各世帯の被災状況調査等に必要な経費									
実施方法		□直接実施 □委託・請負 ■補助 □負担 □交付 □貸付 □その他									
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	4,293	4,363	4,685	4,924	5,024			
			補正予算								
			繰越し等	93	123						
		計		4,386	4,486	4,685	4,924	5,024			
		執行額		4,386	4,485	4,658					
執行率（％）		100	100	99.4							
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）	
		原爆被爆者保健福祉施設運営費等に対する補助を行うことにより、高齢化する被爆者の保健福祉の向上を図る。また、原爆死没者慰霊式典等の開催費を補助することにより、原爆死没者を慰霊する。			成果実績	－	－	－	－	－	
					達成度	％	－	－	－		
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		介護保険等利用被爆者助成事業の助成件数			活動実績 （当初見込み）	件	274,289 (259,953)	293,101 (271,644)	確認中 (303,773)	－	
単位当たりコスト		(円／)			算出根拠						
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	補助金 （原爆被爆者保健福祉施設運営事業）		4,533	4628	利用人員及び利用単価の増 助成件数の増						
	補助金 （訪問介護利用被爆者助成事業）		288	293							
	補助金 （原爆被爆者相談事業）		57	57							
	補助金 （原爆死没者慰霊式等開催事業）		22	22							
	補助金 （原爆死没者慰霊等事業）		17	17							
	補助金 （原爆被爆者動態調査等事業）		7	7							
計		4,924	5,024								

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第43条第3項の規定に基づく補助等を行うものであり、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被爆者援護法第43条第3項の規定に基づく補助等を行っており妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	原爆ホームの運営経費、介護保険利用被爆者の自己負担分の助成費など、事業の実施に必要な経費に限定されており妥当である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	原爆ホームの運営経費、介護保険利用被爆者の自己負担分の助成費など、事業の実施に必要な経費に限定されており妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	概ね見込みどおりに予算を執行している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度においては、自治体の事業規模や事業内容に応じて補助を行い、適切に事業を実施した。平成25年度予算においては、近年の事業実施状況を踏まえ、対前年度241百万円の増額を行ったところである。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は、原爆被爆者のための保健福祉施設の運営や老人福祉施設への入所助成、介護サービス利用に係る助成等を行うことにより、被爆者の保健福祉の向上を図るものであり、事業の必要性及び執行の観点から妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	184	平成23年	160	平成24年	132

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省
4,299百万円

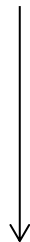
交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

A. 都道府県、広島市、長崎市(49)
4,299百万円

【①原爆被爆者保健福祉施設運営事業】
原爆ホームの運営事業及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施
(法律補助、予算補助)



【外部委託】

G. 原爆ホーム運営事業者(2)
1,265百万円

原爆ホームの運営、各種事業の実施

厚生労働省
252百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

B. 都道府県、広島市、長崎市(44)
252百万円

【②原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業(訪問介護利用被爆者助成事業(H24~))】
原爆被爆者のうち低所得のものに対する訪問介護利用助成事業等の実施
(法律補助、予算補助)

厚生労働省
50百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

C. 都道府県、広島市、長崎市(27)
50百万円

【③原爆被爆者相談事業】
原爆被爆者に対する相談事業の実施
(法律補助)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省
22百万円

交付内容の精査、調整、
確認等



【補助】

D. 広島市、長崎市(2)
22百万円

【④原爆死没者慰霊式典開催事業】
広島市、長崎市において毎年開催される平和祈念式典の実施
(予算補助)

厚生労働省
27百万円

交付内容の精査、調整、
確認等



【補助】

E. 都道府県、広島市、長崎市
(30)
27百万円

【⑤原爆死没者慰霊等事業】
各地域、職域単位で実施される慰霊等事業への助成
(予算補助)

厚生労働省
5百万円

交付内容の精査、調整、
確認等



【補助】

F. 長崎県・広島市・長崎市(3)
5百万円

【⑥原爆被爆者動態調査等事業】
動態調査事業及び医師研究会の実施
(予算補助)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.広島市			E.広島市		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
外部委託	原爆ホーム運営費及び事業費	1,262	式典費用	式典実施に係る需用費、役務費、報償費の一部	6
助成費等	原爆被爆者の介護保険利用に係る自己負担分への助成等	537	イベント開催費	講演会等開催に必要な報酬、旅費、会場借上料の一部	2
			その他	刊行事業に必要な経費の一部	2
計		1,799	計		10
B.広島市			F.広島県		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
助成費等	訪問介護利用被爆者の自己負担分への助成費等	94	賃金等	臨時職員への賃金、共済費、消耗品費、借上料等	2
計		94	計		2
C.広島市			G.(財)広島原爆被爆者援護事業団		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費等	相談員配置に係る人件費、手当及び共済費	25	人件費	賃金、各種手当、保険料等	601
需用費	リーフレット作成、書籍購入、消耗品費等	1	施設維持費	給食、空調管理、清掃、警備、エレベーター管理業務等委託費	124
役務費等	通信運搬費、旅費等	1	光熱水費	公共料金にかかる費用	110
			食糧費	施設利用者に対する食糧費	90
			消耗品費等	施設管理、事務及び生活用品に係る消耗品等	22
			修繕費	施設修繕等に係る経費	9
			保健衛生費	職員及び利用者の健康管理にかかる経費	4
			その他	税金、各種手数料、印刷製本費、燃料費等	41
計		27	計		1,001
D.広島市			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
式典費用	会場設営及び式典演出に係る費用	3			
旅費	式典出席遺族に係る旅費	2			
工事請負費	式典設営工事に係る費用	2			
賃借料等	会場、家屋、自動車等借上料	2			
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費	1			
その他	出席者謝金等	1			
計		11	計		0

支出先上位10者リスト
A.都道府県、広島市、長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	原爆養護ホームの運営事業及び介護保険等利用被爆者助成事業の実施	1799		
2	長崎市	〃	1157		
3	広島県	〃	538		
4	長崎県	〃	332		
5	福岡県	介護保険等利用被爆者助成事業の実施	52		
6	東京都	〃	36		
7	山口県	〃	35		
8	大阪府	〃	34		
9	兵庫県	〃	30		
10	神奈川県	〃	27		

B.都道府県、広島市、長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	訪問介護利用被爆者助成事業の実施	94		
2	長崎市	〃	56		
3	広島県	〃	25		
4	長崎県	〃	13		
5	大阪府	〃	12		
6	福岡県	〃	7		
7	東京都	〃	6		
8	兵庫県	〃	4		
9	山口県	〃	4		
10	神奈川県	〃	4		

C.都道府県、広島市、長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	原爆被爆者に対する相談事業の実施	27		
2	長崎市	〃	17		
3	東京都	〃	0.7		
4	大阪府	〃	0.7		
5	千葉県	〃	0.3		
6	神奈川県	〃	0.3		
7	山口県	〃	0.3		
8	兵庫県	〃	0.3		
9	埼玉県	〃	0.2		
10	愛知県	〃	0.2		

D.広島市、長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	広島市、長崎市において毎年開催される平和記念式典の実施	11		
2	長崎市	〃	11		
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.都道府県、広島市、長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	各地域、職域単位で実施される慰霊等事業への助成	10		
2	長崎市	〃	5		
3	広島県	〃	4		
4	大阪府	〃	0.8		
5	岐阜県	〃	0.8		
6	宮城県	〃	0.7		
7	熊本県	〃	0.6		
8	静岡県	〃	0.6		
9	山口県	〃	0.5		
10	京都府	〃	0.5		

F.広島県、広島市、長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	原爆被爆者指定医療機関等医師研究会の実施	2		
2	長崎市	原爆被爆者動態調査事業の実施	2		
3	広島市	〃	1		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

G.原爆ホーム運営事業者

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)広島原爆被爆者援護事業団	原爆養護ホームの運営	1001	随意契約	
2	(社福)広島常光福祉会	〃	270	随意契約	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		原爆被爆者介護手当等負担金		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 3 年度		担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分		一般会計		政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第31条、第43条第2項		関係する計画、 通知等		－				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当負担金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		原爆被爆者介護手当等負担金 負担先：都道府県、広島市、長崎市 対象者：原爆被爆者であって、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方 手当額：介護手当 重度 104, 290円以内／月額、中度 69, 520円以内／月額、 家族介護手当 21, 420円／月額 負担率：8／10、1／2								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	1,218	1,236	1,282	1,157	1,153		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	1,218	1,236	1,282	1,157	1,153		
			執行額	1,201	1,166	1,160				
			執行率（％）	98.6	94.3	90.5				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （年度）
		介護手当の支給対象者に手当を支給することにより、被爆者の福祉の向上を図る。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		介護手当の支給件数			活動実績 （当初見込み）	件	39,619 (41,892)	38,160 (43,290)	37,412 (41,192)	－ (40,083)
単位当たりコスト		31,006（円／支給1件あたり）			算出根拠	1,160,000,000 / 37,412 = 31,006 （※1）（※2） ※1 平成24年度原爆被爆者介護手当等負担金執行額 ※2 平成24年度支給件数				
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	原爆被爆者介護手当負担金		797	862	限度額まで受給しなかった者の平均単価の増 支給対象者数の減					
	原爆被爆者家族介護手当負担金		360	291						
	計		1,157	1,153						

事業所管部局による点検					
	項 目			評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			-	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。
	単位当たりコストの水準は妥当か。			-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			-	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	概ね見込みどおりに予算を執行している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	平成24年度においては、前年度より支給件数が減少し、執行率も低下した。平成25年度予算においては、手当支給件数の減少に伴い、対前年度比90%（△125百万円）の予算規模に見直しを図ったところである。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の改善	本事業は、介護を受けている原爆被爆者に対し、介護手当を支給するものであるが、毎年度不用が生じている状況を踏まえ、予算を縮減すべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	原爆被爆者介護手当等負担金について、執行状況を踏まえ、支給件数の見直しを行うことにより削減を図った（対前年度△4百万円）。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
	平成22年	184	平成23年	161	平成24年 133

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省
1,160万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

A. 都道府県、広島市、長崎市(46)
1,160百万円

被爆者からの申請の精査、事業の実施

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A. 広島市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
手当	介護手当支給費	467			
計		467	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A. 都道府県・広島市・長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	介護手当の申請に関する審査・支給事務	467		
2	長崎市	〃	252		
3	東京都	〃	93		
4	大阪府	〃	70		
5	徳島県	〃	56		
6	広島県	〃	50		
7	長崎県	〃	43		
8	神奈川県	〃	21		
9	兵庫県	〃	15		
10	山口県	〃	10		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

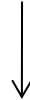
事業番号										159			
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)	
事業名		原爆被爆者健康診断費交付金			担当部局庁		健康局			作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 3 2 年度			担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること						
根拠法令 (具体的な条項も記載)		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項			関係する計画、通知等		「原子爆弾被爆者がん検診実施要領の改正等について」						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う健康診断に要する経費を全額交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ること目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)		原爆被爆者健康診断費交付金 交付先:都道府県、広島市、長崎市 交付率:10／10 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、第8条、附則第17条に基づき、被爆者の方(被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者)に対し年間、定期2回、希望2回の健康診断を行う。第二種健康診断受診者証の交付を受けた方については、年1回の健康診断を行う。											
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☒ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他											
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求					
		予算 の 状 況	当初予算	2,842	2,794	2,757	2,444	2,358					
			補正予算										
			繰越し等										
			計	2,842	2,794	2,757	2,444	2,358					
		執行額		2,665	2,431	2,431							
		執行率(%)		94%	87%	88%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (前年度)			
		被爆者健康診断受診率			成果実績	%	71.5	70.3	73.3	70.9			
					達成度	%	96.2	98.3	104.3				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込			
		一般健康診断受診者数			活動実績 (当初見込み)	人	165,006 (178,723)	155,913 (176,948)	154,506 (171,396)	— (151,207)			
単位当たりコスト		15, 734(円／人)			算出根拠	2, 431百万円÷154, 506人							
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由								
	健康診断費		2,194	2,107	受診件数の減 支給件数の増 受診件数の減								
	交通手当		33	37									
	事務費		217	214									
計		2,444	2,358										

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業目的や重要性の観点から国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、国が実施すべきものである。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	都道府県、広島市及び長崎市が行う健康診断に要する経費に限定されている。	
	不用率が大さい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	受診件数の減によるもの。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う方が増加しているため健康診断受診数が減少傾向になっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度については、健康診断受診者数が減となった一方、交通手当の支給件数の増により、前年度同程度の執行額となった。平成25年度予算については、近年の執行状況を踏まえ、対前年度88. 6%（△313百万円）の規模に見直しを図った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、原爆被爆者の健康保持・増進を図るため、健康診断を実施するものであるが、毎年度不用が生じている状況を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	原爆被爆者手当交付金について、執行状況を踏まえ、支給対象者数の見直しを行うことにより削減を図った（対前年度△86百万円）。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	185	平成23年	162	平成24年	134

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省
2,374百万円

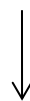
委託事業に基づき、事業に要する経費を交付。



【委任】

A 地方厚生局(7機関) 2,374百万円

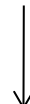
交付内容の精査と決定等。



【交付】

B 都道府県、広島市、長崎市(49都道府県市)
2,374百万円

委託契約に基づき事業を実施。健康診断の実施について医療機関等へ委託。



【委託】

C 医療機関等(広島市)
765百万円

被爆者等に対し健康診断を実施。

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.中国四国厚生局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
交付金	交付金の交付	1,145			
計		1,145	計		0
B.広島市			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託料	被爆者等に対して健康診断を行う医療機関等への委託契約料	765			
事務費	委託料を除き、事業実施にかかる経費	31			
交通手当	遠隔地より一般検査又はがん検査を受けた被爆者、また精密検査を被爆者に対する交通手当	10			
計		806	計		0
C.広島原爆障害対策協議会			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
検診費	被爆者等に対する検診費	515			
計		515	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付金の交付	1,145		
2	九州厚生局	交付金の交付	903		
3	関東信越厚生局	交付金の交付	152		
4	近畿厚生局	交付金の交付	126		
5	東海北陸厚生局	交付金の交付	34		
6	東北厚生局	交付金の交付	8		
7	北海道厚生局	交付金の交付	6		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	806		
2	長崎市	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	630		
3	広島県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	258		
4	長崎県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	164		
5	福岡県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	61		
6	神奈川	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	48		
7	東京都	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	46		
8	大阪府	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	46		
9	兵庫県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	44		
10	山口県	委託契約に基づき事業を実施又は健康診断実施について医療機関等へ委託	26		

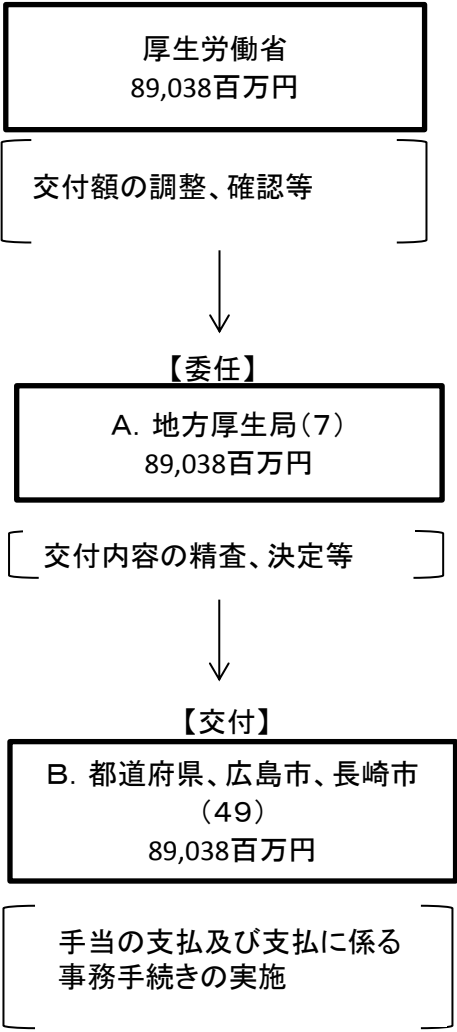
C

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島原爆障害対策協議会	健康診断の実施	515		
2	広島市医師会	健康診断の実施	80		
3	安佐医師会	健康診断の実施	57		
4	福島生協内科クリニック	健康診断の実施	17		
5	放射線影響研究所	健康診断の実施	13		
6	舟入病院	健康診断の実施	10		
7	協同診療所	健康診断の実施	10		
8	沼田診療所	健康診断の実施	9		
9	広島共立病院	健康診断の実施	9		
10	津田診療所	健康診断の実施	8		

事業番号										160			
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)	
事業名		原爆被爆者手当交付金			担当部局庁		健康局			作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 3 年度			担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること						
根拠法令 (具体的な条項も記載)		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第24条～第28条、第43条第1項			関係する計画、通知等		-						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の全額を交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)		原爆被爆者手当交付金 交付先：都道府県、広島市、長崎市 交付率：10／10											
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他											
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求					
		予算 の 状 況	当初予算	99,128	91,338	89,867	90,636	90,466					
			補正予算										
			繰越し等										
		計		99,128	91,338	89,867	90,636	90,466					
		執行額		97,199	91,338	89,038							
執行率(%)		98		100		99							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)			
		各手当の支給対象者に手当を支給することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。			成果実績	-	-	-	-	-			
					達成度	%	-	-	-				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込			
		医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当の総支給件数			活動実績 (当初見込み)	件	201,975 (214,233)	194,098 (192,740)	186,195 (187,140)	— (194,098)			
単位当たりコスト		478,198 (円／支給1件あたり)			算出根拠	89,038,000,000 / 186,195 = 478,198 (※1) (※2) ※1 平成24年度原爆被爆者手当交付金執行額 ※2 平成24年度手当総支給件数							
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由								
	原爆被爆者医療特別手当交付金		21,722	22,968	医療特別手当の支給件数の増								
	原爆被爆者特別手当交付金		548	534	特別手当の支給件数の減								
	原子爆弾小頭症手当交付金		12	12									
	原爆被爆者健康管理手当交付金		66,420	65,087	健康管理手当の支給件数の減								
	原爆被爆者保健手当交付金		1,362	1,295	保健手当の支給件数の減								
	原爆被爆者手当支給事務費交付金		572	570	手当支給対象者の減								
	計		90,636	90,466									

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みどおりに予算を執行している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	平成24年度においては、総支給件数が概ね見込みどおりであり、適切に執行することができた。平成25年度予算においては、原爆症認定者数の増に伴う医療特別手当の支給人員の増、その他手当の減により、対前年度769百円の増額を行ったところである。今後も各手当の支給対象者数や支給実績等を踏まえ、予算規模を見直していく。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内容の 改善	本事業は、原爆被爆者に対し、医療特別手当等の各種手当を支給するものであるが、毎年度不用が生じている状況を踏まえ、予算を縮減すべき。					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮 減	原爆被爆者手当交付金について、執行状況を踏まえ、支給対象者数の見直し等を行うことにより削減を図った（対前年度△170百万円）。					
	備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	186	平成23年	163	平成24年	135

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.中国四国厚生局			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	交付金	各県市に手当交付金の交付	44,373			
	計		44,373	計		0
	B.広島市			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	手当	健康管理手当	22,017			
	手当	医療特別手当	5,809			
	手当	保健手当	569			
	手当	特別手当	232			
	手数料	海外送金手数料	41			
	支給事務費	手当支給に係る賃金、旅費、消耗品費及び通信運搬費等	51			
	認定事務費	認定に係る報酬及び消耗品費等	15			
	手当	原子爆弾小頭症手当	6			
	計		28,740	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査、決定等	44,373		
2	九州厚生局	交付内容の精査、決定等	29,588		
3	関東信越厚生局	交付内容の精査、決定等	7,225		
4	近畿厚生局	交付内容の精査、決定等	5,721		
5	東海北陸厚生局	交付内容の精査、決定等	1,740		
6	東北厚生局	交付内容の精査、決定等	208		
7	北海道厚生局	交付内容の精査、決定等	183		
8					
9					
10					

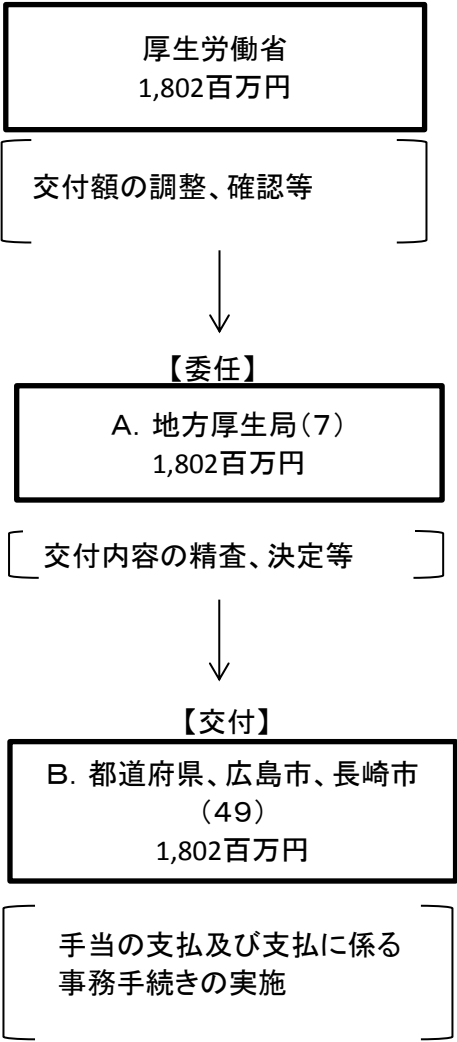
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	28,740		
2	長崎市	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	17,450		
3	広島県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	11,903		
4	長崎県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	6,810		
5	福岡県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	3,037		
6	東京都	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	2,918		
7	大阪府	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	2,914		
8	神奈川県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	1,959		
9	兵庫県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	1,786		
10	山口県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	1,493		

事業番号										161	
平成 2 5 年行政事業レビューシート (厚生労働省)											
事業名		原爆被爆者葬祭料交付金			担当部局庁		健康局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 4 年度			担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I - 5 - 4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第32条、第43条第1項			関係する計画、通知等		-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費の全額を交付する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)		原爆被爆者葬祭料交付金 交付先 : 都道府県、広島市、長崎市 交付率 : 10/10									
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他									
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	2,054	1,874	1,802	1,788	1,898			
			補正予算								
			繰越し等	▲ 93							
		計		1,961	1,874	1,802	1,788	1,898			
		執行額		1,761	1,874	1,802					
		執行率 (%)		90	100	100					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
		日ごろから死に対する特別な不安感をいただいている被爆者への国家的な関心の表明として、被爆者が死亡したときに、その葬祭を行う者に対し、葬祭料を支給することにより、被爆者の精神的不安をやわらげ、その福祉を図る。			成果実績	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
		葬祭料の支給件数			活動実績 (当初見込み)	件	8,796 (10,210)	8,907 (9,318)	9,195 (8,959)	— (8,889)	
単位当たりコスト		195,976 (円/支給1件あたり)			算出根拠	1,802,000,000 / 9,195 = 195,976 (※1) (※2) ※1 平成24年度原爆被爆者葬祭料交付金執行額 ※2 平成24年度支給件数					
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由						
	原爆被爆者葬祭料交付金		1,787	1,897	支給件数の増						
	支給事務費交付金		1	1							
	計		1,788	1,898							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	被爆者に対する葬祭料支給に限定されており、適切である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	被爆者に対する葬祭料支給に限定されており、適切である。	
	不用率が大さい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みどおりに予算を執行している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	平成24年度においては、総支給件数が概ね見込みどおりであり、適切に執行することができた。近年の事業実施状況を踏まえ、平成25年度予算においては、対前年度比99%（△14百万円）の予算規模に見直しを図ったところである。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	本事業は、原爆被爆者の遺族に対し葬祭料を支給するものであるが、事業の必要性及び執行の観点からの評価は妥当であり、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	187	平成23年	164	平成24年	136

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.中国四国厚生局			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
交付金	各県市に葬祭料交付金の交付	926			
計		926	計		0
B.広島市			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
葬祭料	葬祭料	529			
事務費	葬祭料支給に係る事務手数料	0.3			
計		529	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査、決定等	926		
2	九州厚生局	〃	577		
3	関東信越厚生局	〃	130		
4	近畿厚生局	〃	111		
5	東海北陸厚生局	〃	44		
6	東北厚生局	〃	8		
7	北海道厚生局	〃	5		
8					
9					
10					

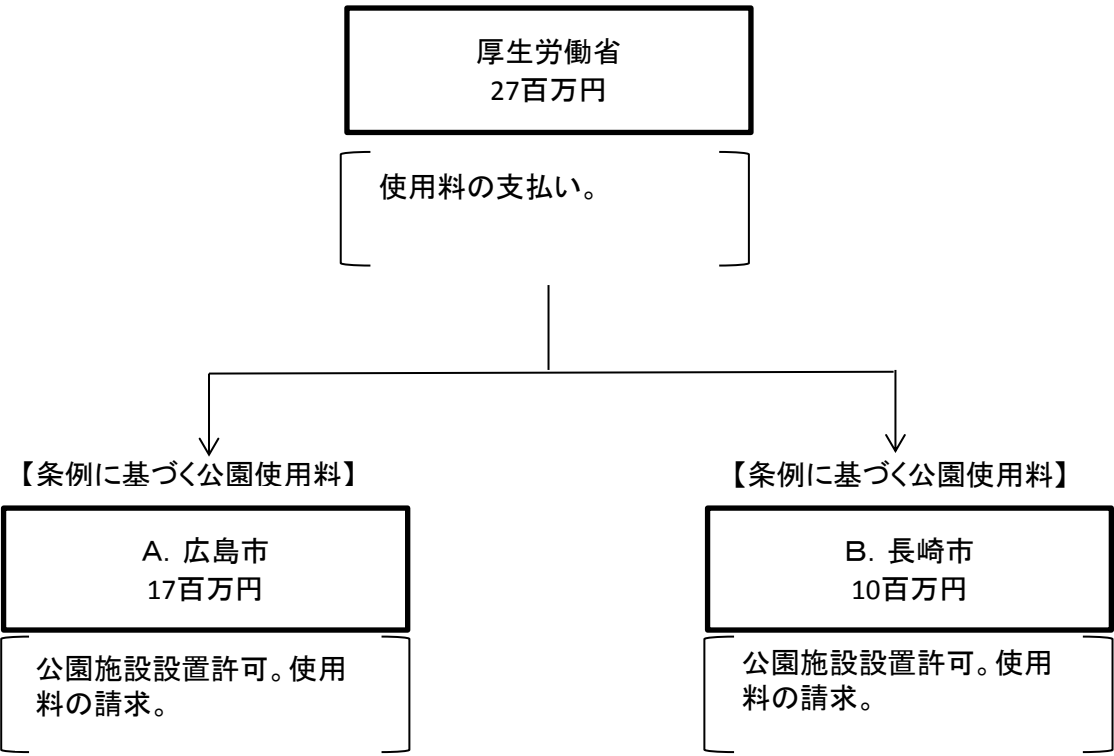
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	529		
2	長崎市	〃	309		
3	広島県	〃	289		
4	長崎県	〃	135		
5	福岡県	〃	68		
6	大阪府	〃	48		
7	東京都	〃	47		
8	山口県	〃	37		
9	兵庫県	〃	35		
10	神奈川県	〃	32		

事業番号										162			
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)	
事業名		土地借料			担当部局庁		健康局			作成責任者			
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 4 年度			担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男			
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること						
根拠法令 (具体的な条項も記載)		都市公園法第5条、第6条			関係する計画、通知等		・広島市公園条例第10条 ・長崎市都市公園条例第10条						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払うものである。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)		国(厚生労働省)は、広島市及び長崎市の請求に基づき、国立原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料(使用料)を支払う。											
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他											
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求					
		予算 の 状 況	当初予算	28	28	27	25	25					
			補正予算										
			繰越し等										
		計		28	28	27	25	25					
		執行額		28	27	27							
執行率(%)				100%	96%	100%							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)			
		都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料であるため、成果指標等を記載することには馴染まない。			成果実績	-	-	-	-	-			
					達成度	%	-	-	-				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込			
		都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき支払われる土地借料であるため、定量的な指標の設定は困難である。			活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-	-			
							-	(-)	(-)	(-)			
単位当たりコスト		- (円／ -)			算出根拠	-							
平成25・26年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由								
	土地使用料		25	25									
	計		25	25									

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	国立原爆死没者追悼平和祈念館は都市公園内に設置されていることから、法令（都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例）の規定に基づき、土地借料（公園使用料）を支払う必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	法令（都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例）の規定に基づき、公園の使用者である国が、広島市及び長崎市に対し土地借料（公園使用料）を支払う必要がある。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			－		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			－		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			－		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			－		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			－		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	本事業に要する経費の使途は、広島市・長崎市の公園設置許可に伴う使用料である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			－		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			－		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			－		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	広島市及び長崎市の条例等に基づき支払う経費であり、適切な予算執行を行っている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本経費は、原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料について、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づいて広島市及び長崎市に対し支払うものであり、見直しの余地はないが、引き続き適切な予算執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	－					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	188	平成23年	165	平成24年	137

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.広島市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
使用料	使用料	17			
計		17	計		0
B.長崎市			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
使用料	使用料	10			
計		10	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.広島市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	土地使用料	17		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

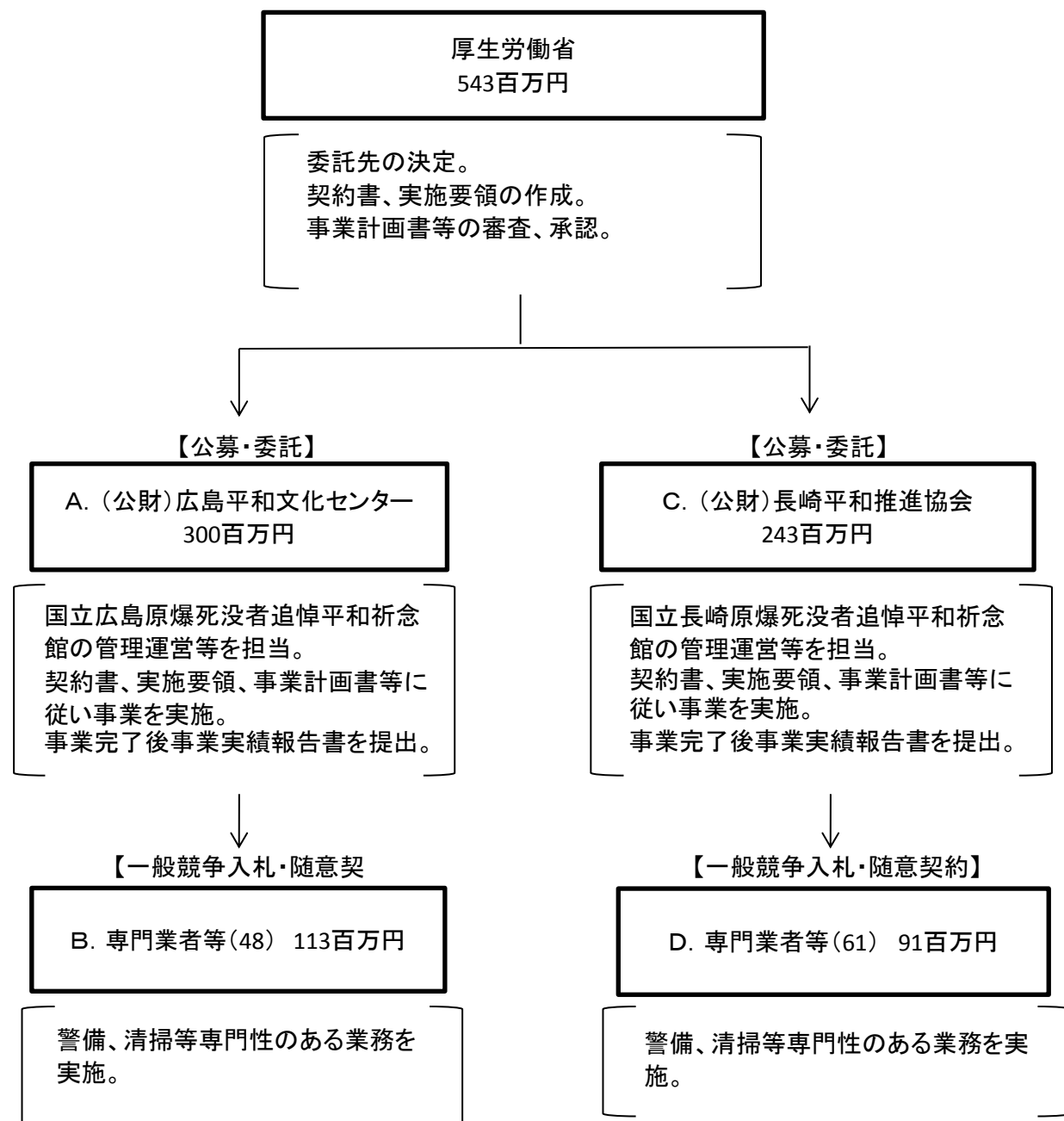
B.長崎市

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	長崎市	土地使用料	10		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 4 年度		担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分		一般会計		政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条		関係する計画、通知等		・「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館運営委託事業実施要領」 ・「国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営委託事業実施要領」				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当委託費は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資することを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。								
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	515	518	543	452	452		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	515	518	543	452	452		
			執行額	515	518	543				
			執行率（％）	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）
		原爆死没者の尊い犠牲を銘記し追悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念する。			成果実績	—	—	—	—	—
					達成度	％	—	—	—	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		広島・長崎両祈念館の年間入場者数			活動実績 （当初見込み）	人数	広島：215,139 長崎：93,922 （広島：215,000） （長崎：97,000）	広島：190,075 長崎：89,814 （広島：225,000） （長崎：91,000）	広島：201,805 長崎：97,843 （広島：205,000） （長崎：102,000）	— （広島：205,000） （長崎：103,000）
単位当たりコスト		1,812千円			算出根拠	543百万円 / 299,648人（広島・長崎入場者数合計）＝1,812千円				
平成 2 5 ・ 2 6 年度 予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	人件費		129	129						
	旅費		6	7						
	謝金等		5	5						
	庁費等		288	286						
	修繕費		3	4						
	消費税		21	21						
計		452	452							

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条(※)の規定に基づき設置された施設の運営に係る経費であり、国として平和を祈念する事業を実施する必要がある。※第41条「国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。」	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国として平和を祈念する事業を実施する必要がある。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき設置された施設の運営に係る経費であり、優先度は高い。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	原爆死没者追悼平和祈念館の設置目的及び事業内容から、本事業を実施する者は、事業の実施にあたって、被爆者や原爆死没者の遺族の協力を得ることができることや、関連施設との連携、調整を的確に行うことができることが必要であるが、上記条件を満たす者が一者のみ若しくは複数存在するかを確認するため、公募を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	入場料等は徴収していないが、施設の性格に鑑み、妥当と考える。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	過去の実績等を踏まえ適正な予算額を見積もるとともに、入場者数の増加を目指す。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	施設を管理運営するため、各種業務を再委託しているものであり、合理的な支出である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	経費の使途については、祈念館の管理運営の円滑な実施に真に必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	概ね見込み通りに活動できている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度は、前年度より年間入場者数が増加し、1人あたりコストも改善したことから、効率的に予算を執行したと評価できる。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業は、広島原爆死没者追悼平和祈念館及び長崎原爆死没者追悼平和祈念館を運営するものであるが、事業の必要性及び執行の観点からの評価は妥当であり、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	189	平成23年	166	平成24年	138

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.(公財)広島平和文化センター			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	職員給与等	88			
委託料	警備、清掃等専門性のある業務について 専門業者等に委託	113			
使用料 賃借料	館内LAN機器借上料、OA機器借上料等	40			
光熱水費	電気料金、上下水道料金	18			
消耗品費	事務用品、各種印刷物等	8			
通信運搬費	通信回線使用料、電話通話料等	6			
修繕料	施設、設備の修繕料	4			
その他	賃金、報償費、旅費、保険料、公課費等	23			
計		300	計		0
B.日本電気(株)中国支社			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
情報システム費	情報システム運用保守・改修に必要な経費	25			
計		25	計		0
C.(公財)長崎平和推進協会			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	職員給与等	73			
委託料	警備、清掃等専門性のある業務について 専門業者等に委託	91			
賃借料	館内LAN機器借上料、OA機器借上料等	25			
光熱水費	電気料金、上下水道料金	15			
旅費	国内旅費、国外旅費	5			
消耗品費	事務用品、各種印刷物等	9			
諸謝金	講師、通訳等謝金	3			
その他	通信運搬費、翻訳料、保険料等	22			
計		243	計		0
D.日本電気株式会社中国支社			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
システム改修、 運用保守費	情報システム改修及びシステム運用保守 に必要な経費	25			
計		25	計		0

支出先上位10者リスト
A.(公財)広島平和文化センター

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)広島平和文化センター	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営等	300	1	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.専門業者等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気(株)中国支社	情報システム運用保守、機器更改等に係るシステム改修	25	1	100%
2	(株)丸猫	警備	21	5	100%
3	(株)アエラス	在外被爆者証言ビデオ制作、3面シアター映像制作、被爆者証言ビデオ吹替え版制作	9	3	100%
4	(株)アシスト	清掃	7	7	100%
5	オーク設備工業(株)広島営業所	空気調和機設備等保守点検	5	1	100%
6	(株)広告通信社	新聞紙面及び公共交通機関への広告掲載	5	3	100%
7	(株)アソウ・ヒューマニーセンター 広島オフィス	総合案内	4	3	100%
8	(株)ユニサス	周辺樹木等保守管理	4	5	100%
9	(株)ティ・エス・エス・プロダクション	県外被爆者証言ビデオ制作	3	3	100%
10	三菱電機ビルテクノサービス(株)中国支社	昇降機設備保守点検	2	1	100%

C.(公財)長崎平和推進協会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公財)長崎平和推進協会	国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営等	225	1	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.専門業者等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気株式会社中国支社	情報システム機器更改等に係る改修、情報システム運用保守	25	1	100%
2	株式会社ふよう長崎	館内警備	9	1	100%
3	天成有楽不動産株式会社長崎支店	機械運転管理(中央監視)	8	1	100%
4	株式会社長崎国際テレビ	被爆者証言映像制作(県外)	7	3	100%
5	高輪パートナーズ	海外原爆展実施業務委託	7	1	100%
6	ヤマトロジティクス(株)広島美術センター	海外原爆展被災資料輸送業務	5	1	100%
7	株式会社長崎環境美化	館内清掃	5	1	100%
8	長崎文化放送株式会社	被爆者証言映像制作(県内)	4	4	100%
9	株式会社ヴァイキング	海外原爆展渡航手配業務	4	1	100%
10	(公財)長崎市シルバー人材センター	館外清掃	3	1	100%

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		放射線影響研究所補助金			担当部局庁		健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 5 0 年度			担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分		一般会計			政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 （具体的な条項も記載）		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項			関係する計画、通知等		日米交換公文(昭和50年1月18日外務省告示第7号)			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		当補助金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助し、原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		放射線影響研究所補助金 補助先：公益財団法人放射線影響研究所 補助額：1, 994百万円(24年度実績) 補助率：定額 (参考) 日米交換公文に基づき、米国からも公益財団法人放射線影響研究所に対し財政負担が行われている。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☒ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位：百万円)				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算の状況	当初予算	2,156	2,032	2,001	1,967	1,926		
			補正予算			△ 7				
			繰越し等							
		計		2,156	2,032	1,994	1,967	1,926		
		執行額		2,139	2,032	1994				
		執行率（％）		99%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
		公益財団法人放射線影響研究所に対し補助を行うことにより、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病に関する調査研究が進み、原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献する。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		研究事業数			活動実績 (当初見込み)	事業数	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (ー)
単位当たりコスト		199, 400(千円／件)			算出根拠	1, 994百万円 ÷ 10件 (※1) (※2) ※1 平成24年度執行額 ※2 平成24年度事業件数				
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	人件費		1,558	1,516	定員削減による減					
	事業費		409	409						
	計		1,967	1,926						

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	放射線の人体に及ぼす医学的影響やその疾病の調査研究については、国民の関心事項であり、優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第40条第2項及び日米交換公文に基づき、国が実施している事業である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			○	被爆者援護法第40条第2項及び日米交換公文に基づいており、妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	日米交換公文に基づいており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	日米交換公文に基づく経費に限定させている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	日米交換公文に基づく経費に限定させている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			○	原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に活用されている。	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度については、成人健康調査、被爆二世調査、寿命調査など10件の研究事業を実施した。平成25年度予算については、定員削減計画等を踏まえ、対前年度98.6%（△27百万円）の予算規模に見直しを図った。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。（長崎、井出）						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下、放射線の医学的影響等について調査研究を行う事業であり、事業の必要性及び執行の観点からも妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	190	平成23年	167	平成24年	139

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

厚生労働省
1,994百万円

放射線影響研究所に対し補助。



【補助】

A 放射線影響研究所
1,994百万円

研究所の運営・調査研究事業の実施。



【外部委託】

B 民間会社等(11)
64.9百万円

研究所の運営等に必要業務の一部を外部委託。

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.放射線影響研究所			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	研究所の運営に必要な職員基本給等	1,585			
事業費	研究所の事業に必要な経費	409			
計		1,994	計		0
B.広島綜警サービス(株)			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	研究所の警備にかかる経費	23			
計		23	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	放射線影響研究所	研究所の運営・調査研究事業の実施	1,994		

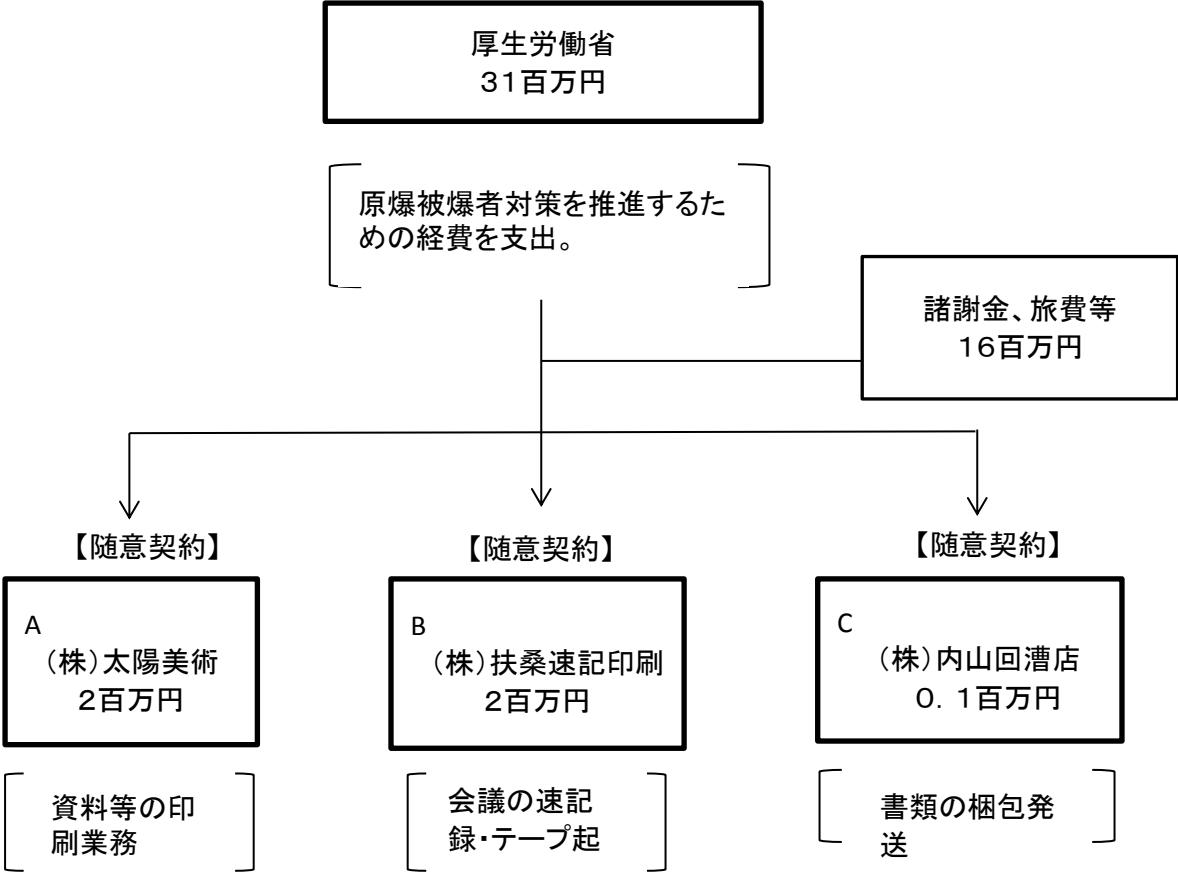
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島綜警サービス(株)	広島研究所の警備	23	4	97.4
2	(社)広島県医師会	腫瘍登録情報・標本の調査及び管理	16	随意契約	
3	(社)長崎県医師会	腫瘍登録情報・標本の調査及び管理	16	随意契約	
4	長崎ダイヤモンドスタッフ(株)	長崎研究所の警備	3.6	3	82.3
5	中元クリーニング	医師、看護師、検査技師の白衣クリーニング	2.9	3	96.2
6	(有)青田クリーニング商会	医師、看護師、検査技師の白衣クリーニング	1.8	随意契約	
7	(株)エスアールエル	肝炎ウィルスの遺伝子検査	0.7	随意契約	
8	広島市医師会臨床検査センター	尿・喀痰細胞診	0.5	随意契約	
9	(株)長崎総合警備	長崎研究所の夜間機械警備	0.3	随意契約	
10	(株)三菱化学メディエンス	血清の電気泳動検査	0.2	随意契約	

事業番号										165								
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)						
事業名		原爆被爆者対策費			担当部局庁		健康局			作成責任者								
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 6 1 年度			担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男								
会計区分		一般会計			政策・施策名		I - 5 - 4 原子爆弾被爆者等を援護すること											
根拠法令 (具体的な条項も記載)		—			関係する計画、通知等		—											
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		当経費は、原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費である。																
事業概要 (5行程度以内。別添可)		原爆被爆者対策関係の行政事務経費 ・原爆訴訟関係費 ・在外被爆者対策費 ・戦没者追悼式参列費 ・原爆死没者追悼平和祈念館運営企画検討会費 等																
実施方法		■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他																
予算額・執行額 (単位:百万円)		予算の状況				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求				
				当初予算		37		34		35		33		32				
				補正予算														
				繰越し等														
		計		37		34		35		33		32						
		執行額				32		32		31								
執行率 (%)				86.5%		94.1%		88.6%										
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標							単位		22年度		23年度		24年度		目標値 (年度)	
		当経費は、原爆被爆者対策の行政事務を円滑に実施し、原爆被爆者に対する援護施策を推進する。					成果実績		—		—		—		—		—	
							達成度		%		—		—		—			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標							単位		22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		原爆被爆者に対する援護施策を推進するために必要な検討会等の開催数。					活動実績 (当初見込み)		検討会等 開催数		5 (9)		18 (9)		15 (9)		9 ()	
単位当たりコスト		(円／)					算出根拠											
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳		費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由										
		諸謝金		1.13		1.09		原爆訴訟関係費の減 賃金・雑役務費の見直しによる減										
		職員旅費		12.14		12.14												
		委員等旅費		0.96		0.96												
		戦没者追悼式参列旅費		2.18		2.18												
		庁費		16.92		15.98												
計		33.33		32.34														

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく、国の行政事務に必要な経費である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国が実施する原爆被爆者対策の業務に必要な経費である。	
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			×	少額随意契約を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	国が実施する原爆被爆者対策の業務に必要な経費に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）			○	契約価格が予定を下回ったこと等によるものである。	
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	平成24年度においては、検討会等開催数が見込みを上回ったが、庁費等の執行見直しにより、執行額は前年度より下がった。平成25年度予算については、執行状況を踏まえ、対前年度94. 3%（△2. 1百万円）の予算規模に減額を図ったところである。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の 改善	本経費は、原爆訴訟に係る訴訟事務等に要する経費であるが、予算の執行状況を踏まえ、予算を縮減すべき。					
	所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	原爆被爆者対策費について、執行状況を踏まえ、庁費の見直しを行うことにより削減を図った（対前年度△1百万円）。					
	備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	191	平成23年	168	平成24年	140

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.(株)太陽美術			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
印刷製本費	会議資料等の印刷	2			
計		2	計		0
B.(株)扶桑速記印刷			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
消耗品費	会議の速記録・テープ起こし	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)太陽美術	資料等の印刷業務	2	随意契約	

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)扶桑速記印刷	会議の速記録・テープ起こし	2	随意契約	

C.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)内山回漕店	書類の梱包発送	0.1	随意契約	

事業番号										166						
平成 2 5 年行政事業レビューシート												(厚生労働省)				
事業名		毒ガス障害者対策費				担当部局庁		健康局			作成責任者					
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 9 年度				担当課室		総務課指導調査室			総務課指導調査室 稲葉 和男					
会計区分		一般会計				政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること								
根拠法令 (具体的な条項も記載)		－				関係する計画、通知等		「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」								
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することを目的とする。														
事業概要 (5行程度以内。別添可)		昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」に基づき、健康管理手帳及び医療手帳の交付並びに特別手当、医療手当、健康管理手当及び保健手当の支給の認定に係る事項を審査するため、「毒ガス障害者認定検討会」を設置し、これを運営する。														
実施方法		☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他														
予算額・執行額 (単位:百万円)				22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求				
		予算 の 状 況	当初予算	2		2		2		2		2				
			補正予算													
			繰越し等													
		計		2		2		2		2		2				
		執行額		1		2		1								
		執行率(%)		60%		85%		57%								
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標						単位	22年度		23年度		24年度		目標値 (25年度)	
		当経費は、毒ガス障害者に対する各種手当の支給にかかる行政事務を円滑に実施し、毒ガス障害者に対する援護施策を推進する。				成果実績	－	－		－		－		－		
						達成度	%	－		－		－				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標						単位	22年度		23年度		24年度		25年度活動見込	
		毒ガス障害者認定検討会開催回数				活動実績 (当初見込み)	回	4 (6)		5 (6)		3 (6)		－ (6)		
単位当たりコスト		－ (円／ －)				算出根拠		－								
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由									
	諸謝金		0.73		0.81		統一単価の増									
	職員旅費		0.46		0.46											
	委員等旅費		0.57		0.57											
	庁費		0.04		0.04											
計		2		2												

事業所管部局による点検						
	項 目			評 価	評価に関する説明	
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	毒ガス障害者施策に係る各種申請(手帳・手当等)に対する審査のため必要な経費であり、昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	毒ガス障害者施策に係る各種申請(手帳・手当等)に対する審査のため必要な経費である。	
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	経費の使途については、認定検討会の開催にあたり真に必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			○	認定検討会の委員欠席により、謝金等の執行額が当初の見込みを下回ったもの。	
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度は認定検討会の委員の欠席等により、謝金等の執行額が当初の見込みを下回ったため、執行率は下がっている。平成25年度も引き続き効率的な執行に努めて参りたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本経費については、毎年度恒常的に不用が生じている状況であるが、毒ガス障害者に対する健康管理手帳等の交付及び医療手当等の支給等に係る事務の遂行に必要な経費であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	192	平成23年	169	平成24年	141

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
2百万円

毒ガス障害者認定検討会の開催に伴う委員への支払及び検討会出席のための職員の旅費。



A. 事務費
2百万円

検討会委員旅費、職員旅費、諸謝金

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載）

A.事務費			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	委員等旅費、諸謝金、職員旅費	2			
計		2	計		0
B.			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.事務費

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
2	個人B	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
3	個人C	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
4	個人D	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
5	個人E	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
6	個人F	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
7	個人G	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
8	個人H	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
9	個人I	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-
10	個人J	毒ガス障害者認定検討会への出席	0.1	-	-

平成 2 5 年行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		特定疾患調査委託費		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 9 年度		担当課室		総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男		
会計区分		一般会計		政策・施策名		I－5－4 原子爆弾被爆者等を援護すること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		－		関係する計画、通知等		「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行い、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		特定疾患調査委託費 委託先：広島県、福岡県、神奈川県 実施事業：毒ガス障害者として認定された者に対し健康診断、各種手当の支給、相談事業等の実施及び毒ガスの後遺症等に関する研究事業の実施								
実施方法		□直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 （単位：百万円）				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		予算の状況	当初予算	927	873	793	759	715		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	927	873	793	759	715		
			執行額	835	788	748				
			執行率（％）	90%	90%	94%				
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 （25年度）
		毒ガス障害者に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。			成果実績	－	－	－	－	－
					達成度	％	－	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
		健康管理手帳交付者数			活動実績 (当初見込み)	人数	2,055 (2,086)	1,962 (2,039)	1,878 (1,921)	— (1,870)
単位当たりコスト		404千円			算出根拠	759百万円 / 1,878人 = 404千円				
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	諸手当		663	633	対象者数の減 対象者数の減					
	医療費		63	48						
	健康診断費		25	26						
	調査研究費		3	3						
	事務費		3	3						
	相談事業費		2	2						
計		759	715							

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	毒ガス等の影響により今なお健康上特別の状態にある者に対して健康診断等を実施するものであり、昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	毒ガス障害者の救済措置は、昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知に基づき、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	毒ガス等の影響により今なお健康上特別の状態にある者に対して健康診断等を実施するものであり、優先度は高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	経費の大半を毒ガス障害者に対する直接給付（手当等）が占めているが、給付の水準は他制度とのバランスを考慮して設定しており、妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	調査研究事業を円滑かつ適切に執行する観点から再委託を行っているものであり、合理的な支出である。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	経費の使途については、毒ガス障害者に対する救済措置の円滑な実施のため真に必要なものに限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	概ね見込み通りに活動できている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		－	毒ガス障害者救済措置の実施にあたり、本事業による研究成果が活用されている。		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度は、前年度に比べ健康管理手帳交付者数の当初見込みと実績の乖離率が減少し、執行率も改善されたことから、適切に予算を執行したと評価できる。健康手帳の所持者数が減少していることに伴い、25年度は予算額の見直しを図った。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、毒ガス障害者に対する健康診断の実施や医療手当等の支給を行うものであるが、毎年度不用が生じている状況を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	特定疾患調査委託費について、執行状況を踏まえ、対象者数の見直しを行うことにより削減を図った（対前年度△44百万円）。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	193	平成23年	170	平成24年	142

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

厚生労働省
748百万円

契約額の決定、契約書の作成



【支出負担行為権限委任】

広島県、福岡県、神奈川県
(3)
748百万円

1, 広島県	728百万円
2, 福岡県	19百万円
3, 神奈川県	1百万円

会計法第48条第1項の規定に基づく支出負担行為の委任



【委託契約】

A. 広島県、福岡県、神奈川県(3)
748百万円

1, 広島県	728百万円
2, 福岡県	19百万円
3, 神奈川県	1百万円

各種手当の支払及び手帳交付、手当支給等に係る事務手続きの実施。



【委託契約】

B. 大久野島毒ガス傷害研究会
23百万円

健康診断及び健康診断に係る事務手続き及び毒ガス障害に関する調査研究事業の実施。

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.広島県			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	手当	健康管理手当等	665			
	医療費	医療費	31			
	外部委託	健康診断費及び調査研究費	23			
	賃金等	賃金及び報酬等	5			
	賃借料等	会場借上料及びパソコン等リース料等	1			
	需用費	印刷製本費、消耗品費等	1			
	その他	旅費、郵便料、保険料等	2			
	計		728	計		0
	B.大久野島毒ガス障害研究会			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	健康診断費	一般検査及び精密検査費用	16			
	事務費	検診会場使用料及び賃金等	3			
	調査研究費	研究機材購入及び消耗品費等	3			
	その他	資料校正委託費、各種事業費	1			
	計		23	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト
A.広島県、福岡県、神奈川県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	各種手当、医療費の支給等	728		
2	福岡県	各種手当、医療費の支給等	19		
3	神奈川県	各種手当、医療費の支給等	1		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.大久野島毒ガス傷害研究会

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大久野島毒ガス傷害研究会	健康診断及び調査研究事業の実施	23	随意契約	100%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					